

令和8年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月5日（木曜日）

10時00分開議

16時03分散会

出席議員（10名）

1番 議員	竹本文直	2番 議員	大石邦廣
3番 〃	藤崎源彦	4番 〃	古田智子
5番 〃	大野弘	6番 〃	岡田良成
7番 〃	野村安夫	8番 〃	片岡智準
9番 〃	藤原大	10番 〃	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	片岡信博	副 町 長	下久保 幹 夫
総務課長	大石浩平	企画振興課長	荒木紀和
農林課長	奥田誠	町民課長	片岡永吾
医療保険課長	西森秀成	健康福祉課長	日浦けさお
建設課長	神岡孝司	会計管理者兼出納室長	福原和美
教育次長	吉川毅	仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也
池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	鎌倉和幸	書 記	田村沙織
--------	------	-----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、既に配付しているとおりであります。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号7番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○7番 おはようございます。通告1号、議席番号7番、野村安夫。議長の許可を得ましたので、2点について質問します。

まず1点目は、水道に関して、仁淀川町の水道の渇水対策についてお聞きします。

大地震が発生した場合、道路等が寸断され、水道の供給がストップされることが予想されます。また、雨の少ない状態が何か月も続くと、地域で利用している水、個人で利用している水も渇水状態になり、飲料水が大変な状態になると考えます。この点を踏まえ、住民に対する水の供給は考えているか、対策は万全であるのか、お聞きします。

1回目は以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 おはようございます。先ほどの野村議員のご質問にお答えします。

昨年秋からの少雨により、仁淀川町のみならず、全国的に深刻な渇水状態であると連日のようにテレビや新聞で報道されておりました。そのような中、地区で管理されております水道施設の渇水時の対応につきましては、住まわれている方の多い地区であれば、800リットルを運ぶことができる給水タンクを派遣して、飲料水をお配りできるように対応いたします。また、少人数の地区につきましては、災害時の飲料水配布用に準備しておりますウォーターバッグやペットボトルの飲料水を個別に配布することで対応いたします。

今後も、この何時間は雨が続きましたが、もし渇水状態が生じたら、防災行政無線や広報等により町民の皆様に節水をお願いをしていくよう考えております。

○議長 野村君、再質問ありますか。野村安夫君。

○7番 大地震が起きた場合、それだけでは足りませんと思います。私の提案というか、

要望を申し上げます。水道を利用している場所、全域にあれば最高ですが、消火用防水タンク兼用の、大型の飲料水としても利用できる貯水タンクを耐震補強を徹底して建設することが望ましいと考えるが、場所的には、取りあえず3か所、森地区、大崎地区、池川土居地区でお願いしたいと思います。そして、今度、長者地区にも水道は何すると思いますが、長者地区にもお願いしたいと、実現を希望したいと思います。

以上です。2回目。

○議長 執行部の答弁、片岡町長、答弁。

○町長 大地震が発生した場合、当然、道路が寸断され、水道の供給がストップされることが予想されます。その際、住民の水の供給はどうなるかということで、先ほども野村議員のほうが大きい地区でタンクの設置というふうなことをおっしゃっていただきました。当然、現在も大きいタンクはありますが、高知県の水道協会にもそういうふうな、大地震のときはそこは恐らく仁淀川町に回ってくることはないと思いますが、例えば、現在ある配水池を耐震化を施工することによって、水道供給の安定を確保してまいりたいと思います。非常に大地震いつ来てもおかしくないというふうな状況になっておりますので、県の予算の、限りある予算の中で、できるだけの手だてはしていきたいと考えております。

○議長 再々質問ありますか。野村君。

○7番 防災の観点からも、異常な地球の温暖化等により、大地震並びに異常気象の影響で大干ばつが予想されるので、早期の実現、実行をお願いしたいと思います。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 予算の制約がございますが、干ばつはあれなんですが、地震時の対応については、いつも危機を思っておりますので、国とも県とも要望しながら、そういうふうな補助金等の設置も求めて、今後、仁淀川町として要望活動も努めておきますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で1問目を終了し、2問目に移りたいと思います。野村安夫君。

○7番 2点目に移りたいと思います。

ゆの森周辺は、観光客がピークのときには駐車場がなくて、観光客の滞在をお断りしているケースが多いと聞きますが、対応策は何かないか、お伺いします。

1回目は以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 ご質問にお答えします。

中津溪谷周辺観光客用の駐車場、非常に観光客のほうはたくさん来られておまして、にぎわっておるのは承知しております。現在、駐車場周辺には約100台分がございます。内訳としては、溪谷入り口の公園のトイレの横に3台、旧名野川小学校グラウンドに55台、国道33号の下の川沿いに未舗装部分に約40台ございます。

それ以外には、周辺に44台の駐車場がございます。44台の内訳は、国道33号線の橋梁下に17台、名野川商店街の奥に17台、原石山入り口のともとから県境寄り10台が駐車可能となっております、地域の方々がご利用になっておられます。

今後の観光客の駐車場の取組といたしましては、夏休みや紅葉のハイシーズンにはたくさんのお客様が来られており、旧名野川小学校グラウンドが満車となっております。また、国道下の駐車場にも駐車していただいておりますが、溪谷までの距離が非常に長く、また、車道を歩くために敬遠されるお客様も見受けられます。国道下の駐車場を有効利用するためにも、ゆの森の近くまで遊歩道を整備するように進めておりますので、それが遊歩道が結果としてお客様の流れに、溪谷まで利用していただくようなことを考えて、現在進めております。

以上でございます。

○議長 再質問ありますか。野村君。

○7番 ゆの森・猿橋周辺の駐車場だけではなく、広域的に考えてみたらどうかと考えます。少しは解消できるのではないかと考えておりますが、しもなの郷周辺、引地橋周辺、大渡周辺まで範囲を広げて、シャトルバス等で対応できないか。

以上、2回目を終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

下名野川につきましては、少しちょっと遠いのかなとちょっと考えております。それから、引地橋であるとか、それから大渡周辺、それからダム近辺につきましても、個人の観光客の方については、先ほど町長が答弁しましたとおり、名野川周辺でお願いしているところですけども、大型バスに対応できる駐車場が実は全然ないというような状況がございまして、そういったところに、運転士さんとバスごとお客さんが観光している間はちょっと逃げていただく場所として、今現在はご利用していただいているというような状況でございます。

○議長 野村君。

○7番 このままの状態では、ゆの森周辺は投資するばかりで、赤字は解消できないと考えます。副町長、令和7年度の2月までの決算の状況をお聞きします。

そして、最後に、町長に一言苦言を呈します。フレイルに力を入れるだけでなく、仁淀川町の課題、難題に的確に取り組み、対応し、早期に実行してもらいたいと思います。

以上です。

○議長 下久保副町長、答弁。

○副町長 野村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ゆの森の売上げなんですけれども、すいません、1月末の時点で調べております。2月はまだ集計ができていませんので、1月末で、すいません、お答えさせていただきます。去年の4月の1日から今年の1月末日までの売上げについては、1億1,520万3,000円になっております。参考までに、昨年度の1月末までの売上げについては、1億628万2,000円で、今年度が892万1,000円多いというふうな状況になっております。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 まず、駐車場のほう、私のほうが今度、合併特例債を使って、ゆの森のほう、国道33号下からつながる、名野川の商店街のところからつながるようなことで、3,500万の予算で可決していただいて、それで国道下の駐車場までの流れができることを期待して、それが1つの駐車場の対策というふうなことを考えております。

また、最後に、フレイルだけでなく、当然、私のほう、住民の皆様の守るものは守る、あと伸ばせるものは伸ばすというふうなことを基本に置いておりますので、精いっぱい努めさせていただきます。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 議席番号5番、議長の許可を頂きましたので、2点ほど一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、1点目の地域生活圏形成リーディング事業についての質問をさせていただきます。

人口減少が進む中、町長は11月の臨時議会において、まちづくりを自ら考え行動する高齢者の育成、住民の移動支援、視察の受入れや勉強会の実施、外貨を稼ぐ滞在型観光の企画・実施・検証、住民と行政が共に描くコミュニティーハブの在り方と導入の課題を検討するなどを目的として提出されました事業であろうと認識をしております。

その取組の一環として先日運行されたくるりんは、どこが実施主体で行ったのか、お伺いをいたします。

そして、この事業の計画において、実施時期や運行形態は計画どおりに実施できたのか。私としましては、時期等につきましては大変疑問に思っております。そこで、池川地区のグリスロ、長者地域を対象にした乗合デマンドタクシー及び吾川本所、仁淀支所、池川支所を巡回したくるりんのそれぞれの利用状況をお伺いします。

そして、この事業は国の交付金を活用した取組であると思われまます。今回の試験結果について、執行部は今後どのように生かし、町のためにどう結びつけていくのか、お伺いをいたします。

1回目を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の調査走行につきましては、NPO法人フレイルサポート仁淀川が実施主体として、1月14日から2月12日までの約1か月間実施しました。利用状況につきましては、累計で、吾川、池川、仁淀地区を回るくるりんが382名、池川の町なかを走行するグリスロが612名、長者地域と用居や大西地域で調査走行いたした乗合デマンドタクシーについては、長者地域が18名、用居、大西地域が52名となっております。

この調査走行につきましては、NPO法人フレイルサポート仁淀川が内閣府から採択を受けた一般社団法人日本自動車研究所、JARIから委託を受けて実施した調査走行になります。日本自動車研究所が実施するこのプロジェクトは、高齢化や公共交通の縮小などにより移動の制約を受けている中山間地域や過疎地域において、地域のコミュニティーや様々な生活支援サービスを継続可能とする移動サービスの実装や、公共交通の再構築を目指すことを目的としております。

本町におきましても、今後も数年間にわたり、75歳から85歳の人口のボリュームが最も多い状況が続く見込みでございます。その世代は、通院や買物と日常生活における移動ニーズが高い一方で、自家用車の運転に不安を抱える方が年々、日に日に増加しております。移動手段の確保は単なる交通施策にとどまらず、外出機会の創出や健康の維持の促進、さらには地域経済の活性化にも直結する重要な課題であります。

今後、高齢者がお出かけできるような仕組みの検討や、持続可能な移動支援のモデルの構築に向けて、今回調査した分析や調査結果を基に、住民主体のモビリティに係る提案を

していただくこととしております。これにより、地域全体が積極的な取組が生まれて、地域と行政が一丸となって、お出かけを諦めないまちづくりを進めることが期待できます。そして、本調査によって、本町の実績に即した実効性のある施策設計を行い、将来にわたり安心して暮らし続ける地域生活圏の形成につなげていきたいと考えております。

○議長 再質問ありますか。大野弘君。

○5番 この調査の事業主体はNPO法人フレイルサポート仁淀川ということでございます。この調査時期について、なぜ一番寒い、また、議員選挙のときに行ったのか。

そして、公用車である町長車を初めから使用する計画であったのか。公用車については、営利目的以外であれば、貸出しは自由なのか。くるりんの事業に1か月ほど利用したとお伺いしました。このように長期にわたり使用できるのか。

町の公用車貸出しに関する要綱には、要綱の第4条2項によれば、同一年度内に6日までとあります。そして、この要綱に、町長が必要と認めたときはこの限りではないとありますが、特に必要と認めるとはどのようなときか、具体的に説明をお願いいたします。

また、要綱の12条及び13条の中に、燃料費等について、使用した燃料の補給は使用団体が負担するとあります。補助の中で行ったのか。もしものときの保険はどのようにしていたのか。

そして、この事業でお年寄りの暮らしはどう便利になるのか。また、自動車の専門機関と協力して、どのような新しい移動手段を町に導入するのか。また、山の上に点在するお年寄りをどうやって救うのか、お伺いをいたします。そして、国の補助金が終わった後もこの仕組みを続けていけるのか、お伺いをいたします。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

まず、時期的なものでございますけれども、国の補助金の採択という部分もございまして、私どものリーディング事業につきましても、11月でしたか、補正予算を組ませていただきまして、それからスタートしているというようなこともございまして、この時期になったということでございます。

それから、公用車の件につきましては、1台はレンタカーで対応されましたけれども、もう1台必要になるというようなことでご相談があって、1台お貸ししたということでございます。これについては、以前にもそういったケースもあったということで、今回も、フレイル仁淀川さんではないんですけれども、町の公用車貸出ししたという事例も以前に

もあったようですので、そういったことの経緯から、また大丈夫だろうというような判断であったと思っております。

それから、保険等につきましては、フレイル仁淀川さんのほうで、それから燃料費のほうについても支出をしていただいております。

それから、国の補助金ということですがけれども、これは調査走行ですので、今後、仁淀川町におけます地域公共交通計画の見直しというのも令和8年度、9年度にかけて行いたいと思っておりますので、そういったところへの、実態はどうかというようなことの情報とか分析を今後頂けるようにお伺いもしておりますので、そういったところで反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 再々質問はありますか。答弁漏れ。荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 申し訳ございません。利便性につきましては、やはり今後、高齢者の方がいつまでも年齢を重ねるごとに車を、そのまま自家用車を利用するというふうにはなかなかいかないわけです。そういった部分で、返納ということにはなるんですけれども、そうすると、なかなか現状のバス等の便数ではなかなか通常の生活がしにくいということで、なかなか車の免許を返上しにくいというような現状があるわけです。

反面、やはり財政状況等もございますので、そういったことも踏まえて、今後、持続的に地域の方々がお住まいいただくのにはどういったことが適正であるかということも踏まえて、今後の町の地域公共交通計画を策定したいと思っておりますので、そういったところへつなげるデータ取りというような位置づけで今回は行っております。

○5番 返納を言うたんやけど、それを詳しく説明してくれる。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 私は令和9年度中に地域交通の見直しをしております。そのときに、例えば乗換え、439で、用居の方が出てこられて、乗換えをして大崎に行くことができて可能であるかどうかというのを、このくるりんバスとデマンドタクシーによって、タクシーで例えば大崎までというふうなことになるたら、やはり費用がかかってきますので、そういうふうな住民さんが乗換えをしてまでくるりんバスを利用して大崎まで来てくれるかというふうな調査走行でありますので、その分、公用車を、私の町長車を利用させていただきましたが、非常にいい機会というふうなことで、私のほうが公用車利用を認めたものでございます。

○議長 大野君、再々質問。大野弘君。

○5番 いろいろ試験的に行ったということでございますけども、やはり公用車について、今、企画課長のほうが言いましたけども、前例があるから認めたよというようなお話も言いました。前例を今、町長はちょこちょこつくっておりますが、そういう前例をすると、後々、前にはこういうことやったらええんじゃないのという話になってきますので、そこは一線引くべきだと思います。その辺もお伺いします。

それと、町長が特に認める、適当と認める場合とありますけども、全て町長が認めればできるように解釈をできます。要綱の見直しも必要ではないかと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

そして、1点目の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 地域交通、非常に公共性の高いものでございます。それで、今回については、私の判断で、公用車利用を認めたものでございます。

あと、やはり前例というふうなことも先ほど荒木課長のほうから申しましたが、前例だけでなく、非常に先見性のあるようなものについては、やはりただし書事項を通じて、そこは慎重に判断しながら、仁淀川町の町の活性化のために今後も努めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で1問目を終了します。2問目に移りたいと思います。大野弘君。

○5番 公用車については、私物化しないようによろしくお願いします。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。公共施設の管理についてお伺いをいたします。

今、町が管理している多くの施設が、旧町村ごとに、大崎地区、仁淀地区、池川地区それぞれありますが、その中で、現在、休校や保育所の跡、そのほかにも利用されていない施設や広場、また町営住宅の空き家があると思います。この施設の維持管理はどのように行っているのか、1回目、質問をさせていただきます。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

休校、廃校、例えば旧長者小学校や旧吾川中学校らが挙げられますが、具体的な維持管理として、グラウンドの草刈り、施設修繕、光熱費の支払いなどがあり、教育委員会で予算計上して管理を行っております。

次に、町営住宅の空き家及び空き部屋の管理につきましては、入居者が退去され、空室になった際に、改修工事の必要な箇所を確認して、速やかな工事を行っております。改修工事が完了し、次の入居者が決まるまでの期間は、住宅担当職員が定期的に空気の入替えや、必要に応じて掃除も行い、家屋や居室の維持管理を行っております。

○議長 再質問はありますか。大野弘君。

○5番 再質問させていただきます。

今、町営住宅については、退去後、次の方が入るまでに、定期的に掃除や管理を行っているということでございます。今後ともそういう方向で定期的な管理を行っていただきたいと思っております。

それから、学校跡について、草刈り、教室内の換気、保育所跡についても同様の管理を行っていかないと、やはりなかなか次使用したくてもできない。老朽化が進みますので、この点についてもよろしくお願いをしたいと思います。

そのほかにも、町が管理している多目的集会施設や地区集会所などの維持管理はあると思っておりますが、その点につきましても、どのように行っているのか。

近年、集会所においては、地域活動交付金を活用し、電気代等を地域長のほうに配布をし、区長からの要望によって活用されていると思われませんが、活用されていない集落はないのか、地域制度が確立できていない集落はどのようになっているのか、お伺いをします。

また、公共施設においても、何も利用されずに借地料を払っているところがあるのか、集会所で借地はあるのかをお伺いをいたします。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

まず、集会所の件でございますが、役場が管理している集会所が地域集会所と申します。また、地区で管理しているのが地区集会所ということになりますので、地域集会所につきましては、町のほうで維持管理をしている状況でございます。また、地区の集会所につきましては、地域づくり事業補助金におきまして、その部分の修繕であるとか、エアコンの設置、8割の補助をしているところでございます。

先ほどご質問の地域長制度でございますが、町の想定22地域のうち18地域で地域活動交付金が活用されております。その中には集会所の維持管理に充ててもらっているところもあるのかも分かりませんが、そこはそこの地域の皆様方で話し合っていていただいて、この交付金をどのように使うのか相談して決めるものでございますので、町といたしましても、

どういうふうなことに使っているのかということにつきましては、皆様方に周知をしているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長 吉川教育次長、答弁。

○吉川教育次長 先ほどの再質問にお答えさせていただきます。

学校施設等の維持管理ですけれども、現在も草刈り、電気、水道の定期点検で、それぞれの施設には行っています。ご指摘のとおり、今後も維持管理に努めてまいります。

○議長 再々質問はありますか。大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 申し訳ありません。さっき答弁抜かりがありました。借地料につきましては、地域集会所が借地料を払っているのかということでございますが、吾川地域の地域集会所ではございません。

また、池川、仁淀の借地料につきましては、それぞれ支所のほうでお願いしておりますので、申し訳ありませんが、そちらのほうは私のほうは把握しておりませんが、借地料全体でいくと、全ての借地料で年間1,500万ぐらい支払いをしていたと思っております。その中でも、公営住宅であるとか、学校施設の借地料が多くを占めております。

以上です。

○議長 片岡仁淀総合支所長、答弁。

○片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 ご質問にお答えいたします。

仁淀地区で集会場で借地料を支払っているところはございません。そのほかの、現在ちょっと利用されていない施設で1か所、川渡の内職センター跡の借地料が支払いは行われております。

以上です。

○議長 吉川教育次長。

○吉川教育次長 借地料のことに关してお答えさせていただきます。

教育委員会関係では、旧名野川小学校であるとか、あと池川山村広場、また、仁淀中学校の車庫など、借地料をお支払いしております。令和7年度の実績といたしましては、約440万円をお支払いしました。

以上です。

○議長 池川総合支所長、答弁。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 ご質問にお答えさせていただきます。

池川地区の借地料についてですけれども、池川地区につきましては、分類的に言いますと、駐車場で土地を借りている部分、それから高齢者施設、用居集いの館と、あと旧高齢者生産活動センターの借地、そしてあと町営住宅と、あと消防分団屯所で借地をしてお借りしております。

ほかに利用していない部分で借地料をお支払いさせていただいている部分がありまして、それが安居溪谷の第4駐車場、これが国有林の土地をお借りしている部分がございます。面積にして3,000平米なんですけれども、年額1万2,500円お支払いしています。これが今、活用がちょっとされてない部分になります。池川地区で、年間の借地料総額で言いますと、約810万円程度となります。

以上です。

○議長 町民課長、答弁。

○片岡町民課長 ご質問にお答えいたします。

空き部屋の件なんですけど、空き部屋の期間が長くなりますと、町にとりましても、それから町民の皆様に対しましてもデメリットでしかありませんので、精いっぱい早く工事を行いまして、次の方に貸せるように対応いたします。

○議長 再々質問はありますか。大野弘君。

○5番 借地料について、結構あるようでございますが、使用してないところについて、できるだけ売却するとか、解体して地主に戻すとか、そういう方向も大事じゃないかなと思います。そして、購入できるものは、できるだけ早急に話をして、購入して、少しでも借地料がないように頑張っていたきたいと思います。

それから、住宅の管理等については、今後ともしっかりと行っていただきたいと思えます。

そして、人口も減少して、集落維持や集会所の管理も世帯数減により大変厳しくなっております。先ほども申しましたけども、地域で利用されない補助、やはり公平に、やはりそういう手厚い面もお願いしたいと。やはり1戸、2戸で集会所を管理しようところもあると思います。そういうところをしっかりとフォローしてやるようお願いしたいと思えます。そういうところをしっかりと町の経費の削減をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 可能な限り借地料を払わない、439の後ろの川沿いのところも今回購入をさせ

ていただいて、8年度予算のほうで計上させていただいております。やはり年間に10万円でも10年で100万になってしまいますので、そこは担当課のほうに共有させていただいて、そういうふうな方針で、なるべく借地料を払わないような方向で努めてまいりたいと思います。

また、地区で維持ができなくなるような集会所については、何らかの、取壊しについては新しく補助を設ける必要がございますが、今までの整合性もありますが、そこは議員の皆様、住民の皆様にお諮りしながら進めていきたいと思っております。

○議長 大野君、答弁漏れはありませんかね。

以上で大野弘君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号8番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○8番 通告第3号、議席番号8番、片岡智準。議長の許可を頂きましたので、1点だけ質問をさせていただきます。

件名は、社会福祉協議会等についてということで質問いたします。

このたびの町議会議員選挙で、仁淀川町社会福祉協議会の会長、副会長、さらには民生委員の方が町議会議員選挙の推薦人となり、立候補者を、個人が配布した選挙用ビラに肩書と一緒に個人名の記載、堂々と選挙運動をされていた。ビラを見た町民から、多くの税金を使っている社会福祉協議会の会長以下の方々が個人の選挙に加担し、選挙運動をされれば、選挙の公平性が保たれないのではないかと質問をされました。

社協メンバーの構造について法律的な見解と、介護等の任務に携わり、非常に公共性の高い社会福祉協議会の職員の構造として、今後いかにあるべきか、このままでいいのかをお伺いいたします。

1点目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 選挙管理委員会の立場でご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会会長が推薦人となっている選挙運動用のビラを確認したところ、氏名と地区名のみで、肩書の記載はございませんでした。12月議会定例会でもご説明をさせていただきましたが、公職選挙法に抵触するようなものでもございません。

これは、平成19年の兵庫県議会議員選挙において選挙の効力に関する異議の申出があり、内容は、社会福祉協議会の会長がある候補者の後援会長を務め、社会福祉協議会は、その活動実態から公的な性格の団体であるため、会長等は準公務員の性格を有しており、公職

選挙法第136条の2並びに法の精神に抵触するというものでございました。

これに対して兵庫県選挙管理委員会は、法136条の2で地位利用による選挙運動を禁止される国または地方公共団体の公務員とは、国または地方公共団体の事務または業務に従事するような身分的契約関係者にある者をいうと解されておりますが、社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく民間の社会福祉法人であり、たとえ公共性を有するといえども、社会福祉協議会の会長が国または地方公共団体の事務または業務に従事するような身分的契約関係者にあるとは言えず、国または地方公共団体の公務員には該当しないと、また、ここでは、昭和35年福岡高裁の判決を引用し、選挙運動をなすことを禁じられている者は法令によって明記されており、かかる制限を受けない者が選挙運動を禁止される理由はないとして、異議の申出を棄却しております。

したがって、このことにつきましては、各個人がそれぞれの立場を踏まえた上で判断すべきものだと考えております。

以上です。

○議長 再質問はありますか。片岡智準君。

○8番 ただいまの課長の答弁に含めまして、再質問をさせていただきます。

答弁の内容では、何の問題もないという内容でございました。何の問題とは言わないですけども、いわゆるこれまでのアンケートを基に回答がございました。そして、ただ、なかったのは、その結果、その議員が当選し、議会の場に来た、そのときのことが若干お答えの中にはなかったんですけども、議会の責務は行政のチェック、監視という役割の下に議会というのは設置されております。

社会福祉協議会へ町の税金がどれだけ使われているか、正直言いましたら、その詳しい金額は私は承知をしておりませんが、相当数のお金が使われていると思います。そのチェック、監視をするのは議員の仕事です。そこら辺りについて、先ほどの答弁の中では触れられておりません。異議申立ては却下された、棄却されたということなんですけれども、その点なんかを何らその回答の中には入っておりません。

ということは、そういったことがこれまでの判決の中では論議されたかも分からないわけで、しかし、現実問題は、このたびも社会福祉協議会に町の予算書の中には多くのお金が使われ、その予算総数73億円相当を予算組まれております。その中に社会福祉協議会関連の、というのは、非常に公共性の高い業務をやっておりますので、介護関係の仕事はほぼ社協の方がやっていただいております。

ということは、全てそれをチェックをこの議会でやられるんですよ。その議会でやられる、その一員が、今回は1人ですとしても、次、また次の方が立候補し、その次の方が立候補して、5人立候補すれば、全ては、監視、チェックというのはいないようなことになります。将来的には議会を完全に社会福祉協議会が占拠してしまうと、そういった事態も、簡単に言えば、起こり得るわけです。そういったことについて、何ら先ほどの答弁の中には入っていないわけなんです。

だから、私は町民の方からこのビラ、先ほどビラの中に何も無いって言った、社会福祉協議会会長という表示がたしかあったように思いましたが、私の手元には現在そのビラがないので分かりませんが、たしか社会福祉協議会という表示があったように思いました。

だから、将来のことを考えて、懸念するような内容を全て払拭すべきなんか、しかし、このまま今後も、やはり次、2人目、3人目が来て、5人、仁淀川町みたいな少ない議員数であれば、5人おれば全ての案件はあってないようなものなんです。全部通っていきます。そこら辺りを踏まえて、何か内容が内容で、細かい法律的な見解のこともあるということで、お答えできないかも知れませんが、そういった将来への懸念を考えまして、再答弁をちょっとお願いしたいと思います。

○議長 大石総務課長、できたら、議員さんは把握してないようやったけど、社会福祉協議会で大体幾ら出てるのか、分かってるでしょう。その金額を言うて何したってくださいや。分かってるろう。金額をそこで教えてくれたら。大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

約、全てで2億5,000万程度だと記憶しております。

質問でございますが、まず、選挙管理委員会がよく使う言葉として、公職選挙法に抵触するおそれがありますという言葉をよく使います。これは、これも判例になるんですが、昭和50年の東京高裁の判決では、選挙管理委員会は、もともと選挙違反に関する具体的な要件につき、当該行為が違法であるか否か審査判断をすべき義務も権限もなく、違反行為を取り締まるべき地位にはないと解されております。したがって、逆に憲法等で保障されている権利を町のほうで何らかの抑制するほうが問題だと私は思っております。

以上です。

○議長 片岡智準君、再々質問。

○8番 今、総務課長、金額的には2億5,000万程度ということはおっしゃられましたんで、それだけの金額が使われているって、それを使っているのは、介護の関係や、そういった

ものやら、大変ご苦労いただいている皆様にお使いになっておるわけで、いいんですけども、なら、この介護をやっておられてる社会福祉協議会の皆様に、先ほど総務課長が調べられ、あるいは聞かれて、そして総務課長の頭の中にあることを社協の皆様やりに、いわゆるこういうように一堂に会して説明をしているとか、そういう機会はございましたか。

それがあれば、ある程度は浸透もされると思いますけども、ある日突然、私、社協入りますというようなことや、あるいは、やっとなんか介護の資格を取りましたんで介護の仕事をさせていただきますと、そういった方々がある日突然に入って、その採用に関しては町は関係ないと思いますので、当然、社協のトップの方々が採用されて、そして入れられておると思います。

そしたら、何も知らない方が入ってきたら、そこら辺りの境というのはほぼ分からずに業務に当たられると思いますし、業務に当たるのは大変ありがたいことで、介護の職業ってこれから非常に重要なんです、ありがたい仕事なんですけども、しかし、何気なくにいるんならそういう話題が選挙のことになったりしたら、そうよねというような話にもなりかねませんので、先ほどのいわゆる総務課長のそういう知識が、何らかの機会で、例えば社協の集まりの会合の場でも共有というか、公共性が高い事業であるからこうこうですよというような話がされていたのかどうか。

あるいは、先ほど総務課長が最後にちょっと付け加えましたが、いわゆる自由です、確かに。その選挙の自由を保障されているのがこの民主主義の現在です。だから、それを制約するようなことは基本的にはないほうが理想的です。だから、法律は、特定の公務員だけは選挙運動まかりならんというように法で決められております。それ以外については全てグレー、そのグレーが、ある程度の知識を持ってグレーであればいいんですけども、知識なくてグレーの立場におられておれば、やはりそういう機会も設けてやるべきではないかなというふうに私は思っております。

そうしなければ、先ほど最後に申したように、議員半分以上を占める、やがては町長選挙にも出てくる可能性って十分あるわけです。町全体を仕切ってくる可能性もあります。そこら辺りを踏まえて、総務課長、もう1回答弁を願いできますか。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの社協の皆さん向けの周知、研修ということにつきましては、要請があれば対応したいと考えます。

以上です。

○議長 片岡町長、一言答弁ありませんか。片岡町長、答弁。

○町長 公務員は全体の奉仕者というふうなことで憲法で規定はされていまして、公職選挙法は、憲法はある一定自由を保障するもので、法令については、反対に私たちを制約するような役割がありまして、憲法で個人の制約するものは法令で規定するというふうなことで、公職選挙法そのものは形式的な選挙のやり方というふうなものを書いておりますので、役場のほうが、先ほども総務課長が言ってたんですが、社協からの要請があれば、選管としてどのようなものができるかというふうなことは、社協のほうに赴いて勉強会なんかはできるにとどまりますことをご了承いただければと思います。

○議長 もう3回終わりましたんで、答弁漏れやったら。答弁漏れがありましたか。

以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

休憩します。11時20分まで休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて一般質問を行います。

通告第4号、議席番号3番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎君。

○3番 通告第4号、議席番号3番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

本町の主要産業は、農業、林業、そして鳥形山の鉱業、こういったところですが、この中でも最も重要視すべきなのが林業についてでございますので、これについて質問いたします。

林業振興を今後どのように支援し、活性化させていくのか。この林業振興は官民一体事業でございまして、本町にとって、今後の行き先を決めることにも影響するのではないかと考えます。そこで、以下について質問を行います。

1問目は、本町が掲げている仁淀川町再造林率100%宣言や山林情報バンクなどの取組、これをどのように実行していくかということについて、具体的な答弁を求めたいと思います。

2問目は、ニッポン高度紙工業が県、仁淀川町と協働の森事業パートナー協定を結びました。私がこの質問を考える時点では、私の知識は新聞に記載された部分の知識しかござ

いませんでした。その後ほど、議案書と予算書を頂きまして、その内容については目を通しましたが、8年度の当初予算では繰入金のところ100万円というような記載がございました。この協定を結んだことが本町にとってどのような効果や利益を生み出すのかということについてお願いします。

3問目は、仁淀川町林業振興センターは、林業の拠点となる施設と明言してスタートしました。この施設で運営されている事業の実績については、ちょっと町民に分かりにくい面があるのではないかと感じています。そこで、当初からの計画が達成されているのかどうか、どのような効果を生んでいるのか、こういったことについて、これまでの実績について、この実態が理解できる答弁をお願いしたいと思います。

最初は以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町再造林率100%宣言や山林情報バンクの取組で、どのように実行されているかというようなご質問です。本町の山林は、その大半が50年生以上となっておる中で、大径木化の問題や水源涵養機能の低下問題等が進む中で、間伐主体の森林整備から皆伐主体の森林整備へと移行を進めておりますが、その中で、仁淀川町再造林率100%宣言の取組につきましては、大変重要な施策であると考えております。

この宣言を進めるためにも、官民一体となって立ち上げております仁淀川町森林管理推進協議会のメンバーで、そのメンバーが取り組んでおりまして、その成果もあり、宣言発表前は再造林率30%から40%だったものが、令和6年度、伐採届の届出によりますと、再造林計画率は87%まで上がってきております。

また、山林情報バンク制度につきましては、森林経営管理制度による森林所有者への意向調査を進める中で、年々加入希望者は増えてきておりまして、2月20日現在、113名、1,383筆、271.62haの登録が完了しております。毎年意向調査を約700ha程度進めていく中で、今後も登録者数は増えていくものと考えております。両計画とも、仁淀川町林業振興センター内にある森づくりサポートセンターを中心に進めております。

続いて、2つ目のご質問です。ニッポン高度紙工業が県、仁淀川町と協働の森づくり事業のパートナー協定を結んで、その効果が、利益が町にとってどのようなものかについてのご質問でございます。

本年の2月、協定をいたしました協働の森については、令和8年1月から3年間の協定

になっておりまして、毎年協賛金100万円を頂き、協定森林82.37haをOTOMEGAMIの森というふうにニッポン高度紙さんが名づけていただいて、ニッポン高度紙工業さんと一緒に森林整備を進めていくものであります。また、その際、新入社員の研修やいろんな交流を計画しておりまして、本町との交流人口にもつながるものと考えております。

仁淀川水系下流部の企業様と本町がつながりを持たせていただくことは、本町が進めたい、水を利用する都市部の利水地域と水源地域である本町とをつなぐ仕組みづくりの柱にもなっていただけのものであります。

最後のご質問ですが、仁淀川町林業振興センターは、林業の拠点となる施設と明言させていただきました。ただ、当初からの計画が達成されているかについて、また、どのような効果を生んでいるか、町民の方々が分かりにくいというふうなことで、現在の状況についてご説明させていただきます。

仁淀川町林業振興センターは、令和4年8月、仁淀川森林組合事務所と、仁淀川町の森林管理推進協議会が運営しております森づくりサポートセンターの事務所として開始しました。センターは本町が進める林業施策の拠点として計画され、立ち上げており、森林所有者の皆様から、森林整備に関する様々な問合せは、森づくりサポートセンターに来ていただければすぐワンストップサービスを目指すため、様々な情報をサポートセンターに集めております。

現在、サポートセンター内には林政アドバイザーを2名、事務員1名と林業研修生専門アドバイザー1名が在籍しております。そのうち林業研修生専門アドバイザーは、週2回の勤務であります。また、農林課と常日頃から連携し運営しており、本町が掲げる森林施策の森林の集約化、担い手の育成、木材需要のマッチング、原木の安定供給という4つの柱は森づくりサポートセンターを中心に進んでおります。

具体的な取組、効果については、担当課長のほうから詳しく説明させていただきますが、林野庁からも視察を受け入れるなど、取組は国や県からも高く評価いただいていると考えております。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 先ほどの藤崎議員様のご質問に、成果について少し具体的に報告をさせていただきます。

林業振興センターを中心に森林所有者に対する意向調査を実施しておりますが、制度開始から7年間で約3,232ha、2,624名の森林所有者に対して調査を実施しております。これ

は高知県内市町村で見ましても、四万十市に次ぐ2番目の調査量というふうになっております。そのうち、センター設立後の3年間では1,923ha、1,670人の所有者に対して調査をしており、スピード感を持って取り組んでいるところでございます。

また、意向調査後の集約化に関しましても、森林経営計画、いわゆる団地化を10団地、約1,400haの団地化を進めているところでございます。また、地域内優先のサプライチェーンマネジメントも構築しておりまして、その中で、素材生産業者7社、製材業者2社、流通業者1社による協定販売を開始しておりまして、この協定販売に対しましても、センターを中心に実施しております。町内で搬出される原木は町内で付加価値をつけて外に出していく体制というものを整えているところでございます。

また、本町が宣言しております再造林率100%宣言を実現させるため、町内の林業に携わる素材生産業者と製材業者の皆様から基金を集めさせていただき、仁淀川町森林保全基金というものをセンター内で設立させていただいております。再造林を実施する事業体の育成にも取り組んでおり、民間から2社新たに事業体が企業化してくれております。

また、山林の売手と買手をつなぐ仕組み、山林情報バンクについても、センターに事務局を置いておりますが、先ほどの町長の答弁でありましたとおり、現在113名、271.62ha、1,383筆の登録が進んでいるところでございます。

また、仁淀川林産協同組合の原木の年間取扱量に関しましても、令和2年、3年で作成しました仁淀川町林業総合戦略の中で、2030年の目標として年間5万立米の取扱量を計画しているところでございますが、昨年の令和6年度、2024年度には4万9,000立米まで上がってきており、計画よりも早く成果を上げているというふうに考えております。

こうした取組が3年間の成果だと思っておりますが、ご指摘のありました町民の皆様には活動が伝わりにくいということは、やはり森林整備に興味を持っていただかないとなかなか見えにくいものだと考えておりますし、あと、2,600人の所有者に意向調査を実施しても、現在、不在村地主と言われる方々が、町内におられない森林所有者の割合が意向調査の中で60%を超えてきているという現状がございます。そういったところもありまして、町内の皆様に見えにくいものになってしまっていると反省しております。

こうした現状を踏まえ、今後は様々な場面での情報発信というものを心がけ、町内の皆様にも活動内容が伝わるよう、努力していきたいと考えております。どうかよろしく願います。

○議長 再質問はありますか。藤崎君。

○3番 再質問ですが、ニッポン高度紙工業、こちらが本町と協定を結んだということですが、なぜ本町と協定を結んだかということがもしはっきりしているのであれば、ちょっとその理由について答弁してもらいたいと思います。

それと、仁淀川町林業振興センター、こちらのほうについてですが、本町内で製材製品作成をしている林業業者が、もう10年以上前になるんですけど、そちらでは、CLTの素材ですね、それをする工場を建設しましたけど、たしか10年ぐらい前だと思うんですけども、その前にお話ししたときに、CLTをやりたいんだけど、町内にCLTを紹介するようなものがないと。そういうことで、何か町内でCLTを使用した建物、そういうものができたらいいという話をしたことがあります。この製造会社の社長と。

それで、この林業振興センターのほうでは、2階の天井部分にCLT等の材料が目に見えて分かるような状態で、非常に分かりやすいし、それから、診療所のほうでも使用されたということですが、CLT使用したところって割と外部からは見にくいもので、どんなものかというのはちょっと分かりにくいところもあったりして、紹介しづらい面もあると思うんですが、林業の中でこのCLTについても、ちょっと最近あんまりこのCLTって言葉が出てこなくなっているんですけど、国会議員の尾崎衆議院議員が知事時代に非常にこのCLTに力を入れていまして、全国にもいろいろと発信していただいたんですけども、本町からも、こういうCLTというものの普及の状況にもよりますけども、もうちょっとアピールしていてもいいのではないかと思うのですが、これについてどのように考えているか、お願いします。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 先ほどの藤崎議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず最初に、ニッポン高度紙工業さんと本町との出会いというのは、実は高知県内には土佐林業クラブという民間の組織がございます。その中にニッポン高度紙工業さんの社員の方がおられまして、土佐林業クラブが仁淀川町の林業の取組の視察に来てくれたことがございます。その中で仁淀川町の取組を発表させていただきまして、様々な意見交換もさせていただきました。その中でその職員の方が、ニッポン高度紙工業さんが進める思いと仁淀川町が進める思いというものはマッチングしているんじゃないかというところを頂きまして、そこからのお付き合いが始まりでございます。そこから今回の協働の森協定に発展したということでございます。

次のCLTの絡みでございます、藤崎先生の言うとおりの、町内にはCLTのラミナを製

造する大型製材工場がございます。それが稼働し始めてから、なかなかCLTが全国に普及をしないという現状がございます。ただ、国のほうは、公共建築物を今中心ではありませんけれども、CLTが着実に進んでいるというふうに認識しております。

そういう中で、仁淀川町もCLTの普及協会のほうに町長が名前を連ねていただいております。その協議会のほうには参加していただいて、普及に努めているという現状がございます。

また、町内の公共建築物も、またぜひCLTを活用した計画を計画していただけるよう、農林課サイドとしてはお願いしながら、普及等を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○3番 再々質問になりますが、本町の特徴は、水がきれい、森林が豊か、そしておいしいお茶がある、これで表現できると私は思います。このうち水と森林には密接な関係がありまして、産業のみならず、防災にも大きな影響があります。森林整備を進め、山の保水力を高めることが自然災害の防止にもつながると考えます。こういった点も踏まえまして、本町の林業振興を今後どのように進めるべきか、ちょっと大ざっぱな質問ではございますが、今、答弁できる範囲でお答えをお願いします。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 先ほどの藤崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

藤崎議員さんがおっしゃるとおり、本町はきれいな水と豊かな森、そしておいしいお茶というところであると思っております。ですので、農林課としての役割というのは大変重要だというふうに自分でも認識しているところでございます。

そういう中で、やはり近年言われているのが、水源涵養能力の機能が落ちているという、雨が降ると水は出るんですけども、すぐ水が引いていってしまうという現状は、やはり山の現状が一番の問題であると。それが防災にも携わってくるというふうに自分たちも認識しているところでございます。

先日、今、鹿島建設さんと取組を一緒にさせていただいております水源涵養機能をどういうふうにもう一度高めていくのかということでは、やはり森林整備というものが一番重要な役割を果たすということを改めて鹿島建設さんとの協議の中でいろいろなデータを取ってもらっておりますけれども、その部分で認識したところでございます。ですので、本

町としては、やはり森林整備に関しては、山を若返らせていく、切って、使って、植えて、育てるといふ、まさしくこの仕組みをしっかりと、担い手育成をしながら、人を増やしながらか進めていくというのが大事だといふふうに思っております。

ただ、再造林といっても、杉とヒノキばかりを植えるのではなくて、やはり水源涵養を高めるための広葉樹林化に向けた取組を今どういふふうにするかといふところを模索しているところでございます。そういった施策をしながら、仁淀川町林業振興といふのは進めてまいりたいといふふうに農林課としては思っております。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 奥田課長が言ったように、売って、切って、育ててといふことで、森林は仁淀川町、今ある資源を使って、有効利用できる、私にとっては成長産業と思っておりますので、またしっかりとこの成長産業について、稼げる林業、確実に仁淀川町、移住者は林業研修生でございます。その方が年に3人ぐらいは来ていただいて、ほかの町とは差別化もできておりますので、引き続き皆さんと一緒に、ご意見等もお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長 藤崎君、答弁漏れはありませんかね。

以上で藤崎源彦君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。ここで昼食休憩にしたいと思います。午後は13時ちょうどより再開いたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告第5号、議席番号4番、古田智子君の質問を許可します。古田君。

○4番 通告第5号、議席番号4番、古田智子でございます。議長からお許しを頂きましたので、今から一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、私の質問は、町のこれからのに関する質問を3つ今回挙げさせていただきました。そして、質問に先立ちまして、今回、資料を使わせていただきます。あらかじめ議長から許可を頂いております。こちら、「ここが知りたい、ともちゃんのなぜ」といふこのピンクの資料、皆さん、こちらですね。こちらお手元にご用意いただけますでしょうか。こちら

に沿って質問をさせていただきます。

まず、この資料を使う目的でございますが、いきなり質問するのではなくて、その質問の背景ですとか趣旨、質問の目的、そうしたことをあらかじめお伝えすることで、質問の内容について、ご覧になっている方全てに理解を深めていただくということ、これを狙いとしています。

そして、資料の構成でございます。まず、事前に通告書でお知らせしたとおりの順番で、3つの質問に関する資料をこちら順番にまとめております。補足なんですけど、18ページ以降は、参考資料といたしまして、空き家の利活用の他都市の先進事例、それをまとめさせていただいています。この添付資料については今回の質問の中では取り上げませんが、ご参考にご覧になっていただければ幸いです。以上でございます。

それでは早速、1点目の質問に入らせていただきます。こちらの資料の2ページ目をご覧ください。

発達障害の子供たちに関することです。今、小中一貫校の問題で我々仁淀川町、随分、もう数年前から様々な議論が展開されてきました。今この局面で、小中一貫校実現の方向に進んでいく可能性が非常に大きくなってまいりました。そこで、改めまして、この小中一貫校の実現が発達障害の子供たちにとっても非常に大きな問題であるということ、まず、これについてお話をしたいと思います。その後に質問をさせていただきます。

この発達障害の方、あるいはデリケートな感性を持つ子供たちにとっては、実はこの小中一貫校の実現というのが非常に大きな意味、意義を持つものがございます。その理由は5つございます。今からその5つの理由、一つ一つ皆さんにひもといてまいります。

早速なんですけど、4ページ目をご覧ください。こちらがまず1点目の理由です。5つの理由のうちの1点目ですね。複式学級の回避です。これは、発達障害を持つお子様だけではなく、発達障害ではないお子様にとっても非常に大きな問題です。こちらに書いてありますとおり、発達障害を持つお子様にとっては、音ですとか視覚、そういうものが大変敏感なお子さんたちなんです。この複式学級で例えば複数の学年が同じ教室にいと、音ですとか、様々な視覚的な刺激によって、集中が途切れて、学びに向くことができない、向き合うことができないという問題が生じます。

そして、これは同時に、周囲の児童生徒の方々、つまり障害を持っていないお子様方にとっても非常に大きな問題です。この発達障害を持つお子さんたちが周りの刺激に非常に敏感に反応して、勉強ができないという状態になってしまいますと、やはり同じ教室で学

んでおられる障害を持っていないお子様たちの学びというものも、非常にそこで影響があって、中断されてしまう。すなわち、この複式学級というのは、発達障害を持つお子様のためだけではなく、普通の障害を持っていないお子様方の学びの質を確保するという上でも非常に大きな問題であると言わざるを得ません。これが1点目の理由です。

これだけではございません。2点目の理由に参ります。次のページをご覧ください。

中1ギャップの解消です。発達障害のお子さんたちは周囲の環境の変化に非常に敏感なわけですね。環境が変化すると、その不安によって学びに集中ができなくなってしまう。通う場所ですとか、通学のルールが急に変わることによって、パニックを引き起こすおそれ、あるいは不登校の引き金になりかねません。したがって、小学校から中学校へ切れ目のない、なれ親しんだ環境での教育の提供、これが非常に重要になってくるということです。これが、小中一貫校を実現すれば、切れ目のない教育というのが実現してくるというわけです。これが2点目の理由。

続きまして、3点目は、今度はサポートに関するお話なんですが、不登校サポートの充実という点が挙げられます。これは一言で言いますと、専門家の方を置きやすい状況になるということですよね。一貫校であれば、例えば不登校の専門の先生というのも非常に入りやすくなるとともに、専門の先生が一貫校でない場合は別の学校から駆けつけるというタイムラグがあったりですとか、大きな負担が生じることが懸念されます。そうした時間的ロス、機会損失をなくして、迅速な対応ができるということ。

そして、先生の負担の軽減ですね。通常の教室の先生に専門家の先生が加わって、チームで教育環境を提供することで、先生方もある程度余裕を持ってクラスの教育に専念できるという、そうした利点が挙げられます。というわけで、理由の3つ目が不登校サポートの専門家による充実ですね。

どんどん参りましょう。4点目です。これは少し視点を変えるんですが、子供の安全・安心に関する視点です。例えば発達障害を持つお子様、パニックを起こしたりですとか、あるいはアレルギーの発作など、そうした通常の子では見られないような緊急事態というのが発生する可能性が高い。そうしますと、1分1秒を争うという事態にもなりかねないわけですね。そうなったときに、今この小中一貫校の予定地は吾川中学校の跡地でございますよね。そうしますと、国道33号線に面しているということで、緊急車両あるいは救急車両がスムーズに駆けつけることができるということで、保護者様にとっても大変大きな安心材料になるということが挙げられます。

それでは最後、5点目になります。5点目は、養護教諭をしっかりと確保できるという点があります。養護教諭は、保健室の先生ですね。私も小学校のときは嫌な授業があるとおなか痛くなったりして、すぐ保健室に駆け込んだりして、ちょっと問題児だったんですけども、そういうお子さんにとっても逃げ道だったりするような面はあると思いますが、その保健室の先生の人数の問題です。これは国の規定で人数が決まっているということなんですけど、例えば小さな複式学級のままですと、子供全体をケアするだけの養護教諭を十分に置けないというような事態が起こります。したがって、小中一貫校化というのは、専門家を呼び込む鍵となるということが言えるわけです。

以上、小中一貫校と発達障害のお子さんの関係、5つの理由についてお話をいたしました。

さて、ここで質問です。今申し上げましたとおり、学校というのはどのような個性の子供たちにとってもありのまま自分らしくいられる場所であるべきです。そして、発達障害のお子さんの支援、そしてそれは勢い障害を持たないお子さんたちの教育の質を確保し、それがひいては、いわゆる我々、仁淀川町で、これから仁淀川町を衰退を食い止め、発展をさせていく上で鍵を握っている生産年齢人口、すなわち働き盛りの保護者さんたちへの支援にも直結するということが、ここが大きなポイントであると考えます。働き盛り世代への支援というのが、やはり子供の教育と密接に関係しているということですね。

それで、今回、一般質問でも何名かの議員さんが問題にされている移住政策ですよ。ここでちょっとご紹介したい言葉があるんですが、教育移住という言葉がここ数年、にわかに関心され始めてまいりました。これは、移住定住というのは、風光明媚なところですよ、自然が豊かですよということではなくて、教育環境、質の高い教育を提供してくれる地域には、多少生活インフラに不自由があっても、お子さんを持っている保護者さんが移住したいというような、そういう流れが出てきているんですね。これ教育移住というんですが、ですので、今申し上げましたような5つの理由なども踏まえまして、発達障害のお子様方も、障害を持っていないお子様方にとっても、充実した教育の提供ということに小中一貫校というのは非常に大きく関わっている。

そこで質問なんですけど、発達障害のお子様方のいわゆるこうした支援について、今後、小中一貫校の流れの中で、どのような支援をお考えになっておられるのか。その方針ですか、具体的な施策、それをお伺いしたく存じます。

以上、1点目の質問でした。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。吉川教育次長、答弁。

○吉川教育次長 古田議員のご質問にお答えさせていただきます。

発達障害の子供たちへの学校現場での対応に関する課題としては、大きく区分すると、子供の状態をきちんと把握すること、福祉的な側面での専門的知見に基づいた支援、学校内での情報共有の3点ではないかと考えています。

全ての子供たちについても言えることですが、一人一人状況・状態が異なりますので、まず、一人一人の状況・状態をしっかり把握することが大切であると考えております。支援を要する子供たちは特に配慮が必要であると考えています。状況把握については、保護者との常日頃からの関係性の構築が重要であることは当然として、役場、健康福祉課や療育センターなど、福祉関係機関との連携が欠かせません。

続いて、福祉的な側面での専門的知見ですが、現在では、放課後等デイサービスなどによる訪問支援事業を活用している児童生徒が増えてきており、学校現場へ医療福祉関係の専門家に来ていただき、ご教示いただいております。また、支援を要する子供への見取りについて専門的知見を有する高知大学教授も学校へ定期的に来ていただいていることが仁淀川町独自の特徴的な取組です。こういった取組により、専門的知見を有する方から、支援を要する子供一人一人にとって今必要な支援方法、具体的対応をご教示いただいております。

続いて、情報共有も大切な課題と考えています。学校、教育委員会では、ケース会などを通じ、担任だけではなく、全ての教職員が状況等を把握できるよう努めております。

今後の対応ですが、新しい教育長が任命されれば、その方の教育方針によるところでございまして、現時点での考えということでご了承いただきたいと思います。現時点では、今まで進めてきた方向性を継続しつつ、さらに深めていければと考えております。現在、具体的な政策はありませんが、研修などを実施することで、教職員、支援員の専門性の向上を図り、学校自らより高い専門性を有していけるようにしていきたいと考えております。

一方、児童生徒数の減少に伴い、学校へ配置される教職員数が減少すること、特別支援教育支援員配置に関する町の予算確保など、学校現場だけでは解決できない問題や課題があることも事実です。

小中一貫校との関連については、町長よりお答えさせていただきます。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 私のほうから小中一貫校の関連についてご説明させていただきます。

令和6年5月に、仁淀川町の教育委員会のほうは、仁淀川町が目指す小中一貫校はということで、地区説明会のほうも何回かさせていただきました。私も教育次長として、令和6年度は一緒に地元説明会もさせていただいたところでございます。その中で、当然、仁淀川町の小中一貫校が求める背景、理念として、子供の夢、希望、生きる力を育む学校づくりを目指す、続いて学びを続ける、あと学びを変える、誰一人残さない、あと地域とともに育む、最後に安心・安全、笑顔であふれる小中一貫校を目指すというふうなことでご説明をさせていただきました。

先ほど5つの点、当然、複式学級の解消、あと養護教員の配置、あと、ちょっと正確には忘れてしまったんで、その5点の分ですね、当然、小中一貫校になれば解消できるというふうなことは私も分かっております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。古田君。

○4番 答弁ありがとうございます。大変分かりやすい教育次長からのお話と町長のお話頂きまして、感謝申し上げます。

ちょっと再質問としましては、発達障害を持つお子様方を養育されている保護者さんとの対話の場なんですけど、今までの経緯を見ても、保護者さんの具体的なお声というのがなかなか届きにくいような現状もあったように思います。今、幸い、教育次長と町長から今後の発達障害のお子さんに対する考え方について具体的に示されたわけですので、そうした具体的な方向性などを、保護者さんと対話の場などを定期的にしっかり設置をして、情報の共有、情報の食い違いの解消というんですかね、しっかり情報共有しながら進めていくのがよろしかろうと思うんですが、そうした改めた対話の場の設定というのについてはどのようにお考えでしょうか。私は非常に必要なのではないのかなと考えていますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 私も保健福祉課時代に、でこぼこの会のほうにも参加させていただきまして、本当に親御さんが非常に大変ご苦労されているというふうな状況も聞いておりますので、やはりその会や、いろんな形でお声がけをさせていただいて、でこぼこの会、ここは健康福祉課と教育委員会のほうが、引き続きでこぼこの会さんや、また、ほかに池川地区ででこぼこの会の方が少ないというふうなことを聞いておりますので、そういうふうな機会を積

極的に捉えて、住民、保護者さんのお声を聞くようにはいたします。

○議長 再々質問、古田智子君。

○4番 ありがとうございます。再々質問でございます。

今、対話の場ということを申し上げましたが、ありとあらゆる考え方や視点を入れると考えると、発達障害のお子さんを持つ保護者さんのでこぼこの会さんだけではなく、要はその周りの、発達障害を持たないお子様を持つお母様方ともやはり一緒になった対話の場というんでしょうかね。そのことによって、様々な視点での有用な意見ですとか考え方が交換されることによって、教育の在り方の質を高める様々なヒントが得られるのではないかとこのように考えます。

そこで、そうした対話の場では、多様な関係者の同席というのが望ましいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長 吉川教育次長、答弁。

○吉川教育次長 古田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

学校現場に対してのいわゆる保護者の声を届けるという部分でございます。というふうにお聞きしたんですけども、まずはそれぞれの担任がそれぞれのお子さん、保護者と話をすることが何よりも大切であるというふうには考えております。それは、最初の答弁にもありましたように、担任、学校と保護者との関係性が非常に大事になってくるということであるとは思っております。

一方で、先ほどの質問は、教育委員会が多くの保護者と話を聞く場をどのように持っていかという、そういうご提案であったかというふうにも受け止めております。こういう言い方をしたらちょっと失礼な物言いになるかもしれませんが、学校現場としても保護者と信頼関係を築くように努力していますので、学校現場を通さずいきなり教育委員会とは、ちょっと学校も心苦しいところ、つらいところがあるのかなとは思いますが、まずは言いやすい、学校がやっぱり言いやすいというふうな場所でないといけませんし、一方で、教育委員会に言いにくいというふうになってもいけないとも考えております。

そのため、非常に貴重なご意見を頂きましたので、これも先ほどと同じになりますが、新しい教育長が就任されれば、その教育長と、また教育方針をお聞きしつつ、そういう対話の場を考えていきたいと思っております。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 発達障害のお子さんを持つ保護者さんと、当然、引き続き丁寧に議論を重ねて、

新しくつくる学校については、盛り込んだ内容、建物にしていくつもりでございます。

あと、私のほうからは、町長に就任してから6か月がたちました。その中で、住民の皆さんや議員の皆様からいろんなお話を伺いました。私のほうの公約のほうは、小学校は残す、中学校だけを統合するというふうなことで、さきの12月の過疎計画のほうも修正させていただきましたが、やはり6か月、議員の皆様も先日の議会の選挙のほうで構成も変わりまして、議員の皆さんと話していく中で、小中一貫校を進めていきたいというふうな声が多数寄せられました。

その中で、私のほうも、私の公約にこだわるのではなく、これから仁淀川町をしっかりと子供たちの夢を託す教育を進めるには、執行部と議会が両輪で予算を通して行って、学校をつくる必要がございます。そのためには、ここで私は小中一貫校をすることによって、先ほどのご心配される問題、問題というか、ご心配される内容について、解消できると思いますので、私は今この場をお借りして、小中一貫校に向けて大きくかじを切らせていただきます。これは仁淀川町の住民のため、子供の未来のためという判断でしておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で1問目を終了いたします。

2問目に移ります。古田智子君。

○4番 町長のご英断に心から感謝申し上げます。

では、引き続きまして、2問目の質問に参ります。資料のページで申しますと、10ページになります。資料の10ページをご覧くださいませ。

観光アンバサダーとの連携と書いてあるページ、以降、観光アンバサダーとの連携について、質問の背景と、そしてご質問、お話を差し上げてまいります。

それでは、まず、このアンバサダーという横文字について、横文字では分からないというご指摘を頂きましたので、まずご説明をいたしますと、アンバサダーというのは、国連大使などの大使というのを英語で表現するとアンバサダーです。

仁淀川町におきましては、2024年度に観光協会のアンバサダー設置要綱として設置をされ、アンバサダーの活動が今年度で2期目に入っています。なぜ、じゃあ観光大使と最初から言えばいいじゃないかと。何でアンバサダーというわざわざ横文字に言い方を変えたのかと言いますと、実は理由があるんですね。その理由は、一般的な観光大使と役割と目的が全く異なるので、そことちょっと区別をしたいということで、あえてアンバサダーという名前にしたんです。

じゃあどこが違うのかというところなんです、次のページをご覧ください。

一般的な観光大使と仁淀川町の観光アンバサダーの違いです。一般的な観光大使との違い、一言で言いますと、実需、つまり実際にこの町にお金を落としてくれるのかくれないのかという、その違いが一番大きいです。一般的な観光大使というのは、例えばその地元出身の芸能人の方、有名人の方、著名人の方が観光大使に就任をされて、それで、知名度を上げるPR活動なんていうのをやられますよね。これには具体的な、例えば何人誘客したとか、あるいは観光消費額どれぐらいもたらさなければいけないですとか、そういうノルマがないわけですよ。ですから、ここ10年間、地方創生2014年に始まってから、ありとあらゆるPR施策として、いろんな観光大使が全国で爆誕したわけなんですけれども、その結果、地域にどれだけ経済効果があったのかといいますと、多くの場合、イベントをしておしまいというようなケースが残念ながら多数見受けられて、本当に地元の観光事業者さんが数字を伸ばすのに役に立ったかという、そこの数字すら出ていないという、そういう現状があったわけです。

そこで、仁淀川町の観光アンバサダー、決定的に違うのは、こちらをご覧ください。書いてあるその要件なんですけれども、年収1,500万円以上の観光客を直接呼ばなければならない。そして、滞在1回当たり最低7万円の経済効果を出す。あとは、町の事業者さんと交流して、その事業の体質ですとか、より売れる商品やサービスをつくろうということで交流して、そういうところを後押しする。あとは、数値目標があるんですよ。年間30名以上町に呼んで、年間6回以上町を訪問して、毎回2泊3日以上宿泊してもらうという、そういう厳しい誘客要件を設けています。これ詳しくは観光アンバサダー設置要綱というのがございまして、これ観光協会の文書なんです、そちらは別の機会にご覧いただければ結構です。

つまり、実際にこの仁淀川町の観光政策として、町長が稼げる観光ということをおっしゃっていました。ですから、いかに、ただ町に来て、インスタグラムで、やばい、きれいって言って写真撮って、ごみ捨てて帰っていくみたいな、そういうことではなくて、実際、お金を落とすという、それを要件として設定しているのが一般的な観光大使との大きな違いです。

このアンバサダー、今年度で2年目になるんですが、どんな活動成果があるかという、まず、お客様を2025年度実績で呼んできた方が町に1,000万円落としました。町のものを買う、1,000万円。あとは、首都圏でイベントを行うなんていうことをやっていただき、何と

観光アンバサダーは活動が非常に、ご自分で物すごく活動が盛り上がってしまいまして、何と池川に自腹を切ってトレーラーハウス建ててしまったんですよね。二千何百万円か自腹を切って、わざわざ活動拠点、往復するのがもう面倒くさいということで、活動拠点までつくってしまったという、非常に仁淀川町の大ファンで、それでお金を落としてくれる日本人の富裕層の方をこれだけ呼んできているということなんです。

そういうわけで、非常に実需を生む、実利を生む観光アンバサダーなんですが、さて、ここで質問、2点目の質問に入ります。2点目の質問をご覧ください。

こちらは、今回1年で出た確かな成果として、先ほど申しましたように、富裕層の方々いらっしゃって、1,000万円、トータルでもう少し、1,000万ちょっとですかね、落とされたんですが、アンバサダーが呼んできた方々、日本人富裕層の方皆さんおっしゃるのは、もっとお金を使いたいのに使う場所がないということをおっしゃるわけなんですよ。

この1,000万円の内訳、ちょっと正確なデータはこれからまとまるのでお出しできないんですが、宿泊の費用プラス、お土産を爆買いして帰っていつているんですね。この内訳の多くがクラフトビール、ムカイさんのところのクラフトビールを買い占めてしまったりとか、あとは町産のニホンミツバチの蜂蜜ですよね。あれを爆買いして帰ったりとか、ほかにも買いたいものが何か見つからないということで、もっとお金使いたいのにねと、残念だねと言って富裕層の方は帰っていくのが繰り返されているわけなんです。

ですので、一昨日、ふるさと納税のところでもちょっと言及したとおり、そうした富裕層の方が求める商品開発というのにも非常に関わってくるのかなと思うんですが、ここで、2点目の質問です。

アンバサダーについての説明は以上なんですが、せっかく町長が稼げる観光というところを上げてくださっていますので、実際にお金を生んでいる観光アンバサダーと町の観光政策とをもっと連携させて、観光客が仁淀川町でもっとお金を使いたくなるような仕組みですとか仕掛け、それを改めて町としてアンバサダーと連携して構築してはどうかなというふうに考えますが、この辺りの今後のアンバサダーとの連携のお考え、方針等、ぜひお聞かせいただければと思います。

2点目の質問、以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 古田議員のご質問にお答えさせていただきます。

非常に分かりやすい資料を拝見しまして、それに私のほうの答弁で補足みたいな形にも

なってしまうかもしれませんが、令和6年4月に観光アンバサダーとして大澤さんが着任していただきました。以来、令和6年度、企画振興課の調べでは約200名、7年度は100名と、数多くの県外のお客様を仁淀川町に誘致してくださいました。町内の飲食や宿泊施設をご利用いただくとともに、仁淀川町の魅力なども積極的にご紹介していただいていると認識しております。

あわせて、活動報告会におきましては、首都圏での仁淀川町の知名度やイメージなどの状況報告に加え、人気のアクティビティー事業所と連携することがチャンスにつながるといったアドバイスも頂いております。

今後につきましては、引き続き都会でのトレンド情報や富裕層をターゲットとした観光プランなど、アンバサダーさんの特有の目線からご意見を頂き、有効な施策を講じていけばと考えております。また、4月にはアンバサダーさんが来られるというふうなことで、私も直接お会いして、貴重な今後の振興策についてお話を頂ける機会を楽しみにしております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。古田君。

○4番 ありがとうございます。町長、再質問でございます。

観光アンバサダーとの連携、これから報告会などもあるんですが、実は観光アンバサダーが設置をされてからというもの、町側から積極的にこういうことを一緒にやりましょうというお声が、お声というか、要望が全くなくて、それで、アンバサダーの自発的な活動に非常に依存してきたというようなところがあるわけです。

これだけ、一切町から補助金ですとか、そういうのは出ていない。ですから、全てボランティア、かつ自腹を切ってここまでの効果を出していると。それに対して、何も一緒にやりましょうというお声がけもないというのは、ちょっとチャンスを逸しているのではないのかなと考えざるを得ません。

現にその証拠に、新潟県の津南町は、コシヒカリ、ササニシキ、すみません、お米どころですよ。お米どころの津南町の議員さんがこのアンバサダー制度のことを聞きつけて、ぜひ同じ制度をつくりたいということで、当時の観光協会に働きかけて、内容をほぼ同じ制度をつかって、それで大々的に町長肝煎りで発表、アンバサダー設置のセレモニーを行って、地元紙の1面にでかでかと載るということで、非常にアンバサダーと連携し、尊重しながら、今取組をどんどん進めていらっしゃるんですよ。何かオリジナルがコピー

に負けてしまったような感が否めなくて、ちょっと悔しい思いをしているわけです。

ですので、積極的に、より町から具体的にこういうことをしましょうというような方向性で進めていただければ、オリジナルとしては非常にかいがあることですし、あと、わざわざ自腹を切って拠点までつくってくださったアンバサダーの方に対して、今までの献身に報いることにもなるのかなと思います、そこについてはいかがでしょうか。

○議長 荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

現在までの大澤様と町との関わりの中で、主に私どもが思っていたのは、町内の事業者様に大澤様がいろいろとご助言を頂いております。そのことが大変ありがたく、感謝しているところでございます。引き続きそういった事業者様にご助言をしていただきまして、ひいては、今、議員のほうからもご指摘もありました町観光、商業振興にご協力いただきたいと思っております。今は具体的な連携はございません。今後、交流を続けさせていただきます中で、そういったところにつなげていきたいと考えております。

また、大澤氏は報告会等で3つの課題というのをお示ししていただきました。1つは、宿泊サービスの充実をしなければいけない。もう1つは、高知市からのアクセスの改善が必要ではないか。さらには、既存の体験型観光のサービスの拡大や、関わる事業者間の連携の強化をするべきではないかということのご指摘も頂いております。

そういった中で、町として、そういった事業者さんをサポートするというのも大事だと改めて感じたところでございますし、やはりアクセスの部分につきましては、やはり道の整備ということございますので、これについては町として引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再々質問ありますか。

○4番 ございません。引き続きその方向性で、町として積極的な取組を望みます。ありがとうございました。

○議長 以上で2問目を終了いたします。

3問目に入ります。古田君。

○4番 それでは、本日最後の質問に入らせていただきます。

資料のページ番号で申しますと、14ページをご覧ください。14ページ、空き家対策についてです。

なぜこの問題を質問したかということで、引き続き次のページからこの質問の背景、趣旨等をまとめてございますので、ご覧ください。

まず、この高知県の空き家の現状ですね。少し目を転じて町外に目を向けまして、今、高知県の空き家の現状や近隣他都市がどのような空き家の現状、そしてどんな対策を打っているのかというのを簡単にまとめた資料がこちらになります。

まず、高知県の空き家率、これは皆様もう把握されていると思いますが、20.3%、これは5軒に1軒が空き家という、非常に全国で5番目に高いという状況ですね。このような現状がございます。

これに対しまして、近隣他都市の町村の取組ですね、そこをちょっと空き家に対する取組として調べてまとめました。3つ、越知町、梶原町そして四万十町、この3つの取組をこちらにまとめました。

まず、越知町が何をやっているかと。しっかり空き家率を調べて、これ平成30年のデータなんですけど、14.9%、空き家を1件ずつ外からチェックして、写真を撮って詳しく調べるとい、言わば人海戦術を取って、空き家の把握に真摯に努めているというところがございます。これが越知町の今の取組。

そして、次、梶原ですね。梶原町なんですけど、梶原町は、まず、空き家の数は、平成29年度のデータによれば200件、その平成29年の現状200件のうちに、40件が利用可能であるというようなご判断をされ、その40件の利活用について、以降、積極的に取り組まれていらっしゃると思います。具体的には、町が空き家を借りて修理して、移住者がすぐ住めるようにして、それを貸し出すという、ですから、新しく町営住宅を建てるのではなく、今あるものを有効活用し、最低限のコストで使い回すという方向でまちづくりを行っているということですね。これが梶原の利活用事例。

そして最後、四万十町ですが、空き家率が24.49%、おおむね24.5%ですね。この四万十町で特筆すべきは、空き家の家財処分に町がお金を出しているんですね。片づいたお家を賃貸住宅として貸し出せるように取り組むという、そういうちょっと手厚い利活用を行っているということです。

これらは一例なんですけど、近隣他都市ということで、3例ご紹介いたしました。この3つの町に共通していることは、まず、取組をする前に、空き家の現状をしっかりと調べて把握しているということにあります。それはそうですよね。現状をちゃんと把握していないと、どういう取組が要は課題解決につながるのか、取組の内容すら決まらないわけです。

よ。ですから、まずは現状の把握をしっかりとやって、こうした取組につなげているというのがこの3つの町の共通点です。

これを踏まえまして、なぜ仁淀川町で空き家を生かす必要があるのかということで、これは言わずもがななんですけど、改めてまとめました。それが次のページです。

防災安全上の問題、新たな仕事創出、シェアオフィスに使ったり、古民家カフェつくったりなんていうのはよくあるパターンなんですけど、とりわけ仁淀川町にとって重要な必要性というのは拠点づくりにあると考えます。場づくり、人が集まる場づくりですね。これは、今、地域交通のほうでいろいろ検討されていると思いますが、町の真ん中にインフラを一極集中ではなくて、仁淀川町の地域特性で言うと、各集落が広い町内点在されている。その集落ごとに一つ一つ小さな拠点をつくって、そこを結ぶというような方向性で検討がなされていると聞いております。

そうした交通の方向性にも合致しているわけで、拠点をつくるのは、新たに予算措置をして、建物を新たに建てるのではなく、今あるものを使うという意味では、どのエリアに、使える空き家がどこにあって、要は拠点として使えるような集積をするような、複数使える空き家が集まった状態なのかどうかのように、ただ空き家が何件ではなく、空き家の状態が、どのような状態の空き家がどこに何件あるのか、そこをしっかりと調べることで、様々な面で町の将来に向けた取組が進むのではないかというふうに考えています。

そこで質問です。調べませんかということですが、要は。何度か仁淀川町、今現在、空き家どれくらいあるんですかということをお尋ねしたところ、まだ最近のデータが出ていないということですので、今申し上げたとおり、まずは空き家を現状をしっかりと調べることが、先ほどの他都市の事例で挙げたような効果的な施策につながっていくものと考えます。

調べるに当たって、空き家が何件ではなくて、すぐ住めるのか、修繕が必要、ちょっと修繕すれば住めるのか、ぼろぼろなのか、あるいは所有者が分かっている、分かっているのか、あとは半空き家ですね。年に1回帰ってくるみたいなところで、空き家に見えて空き家ではないみたいなところが、それぞれの種別ごとに、どこに幾つあるのかということが恐らくはデータでは必要かなと考えます。

なぜならば、空き家をちゃんと調べることを急ぎませんと、空き家は言わばスーパーマーケットの刺身パックと同じでございます。刺身パック買ってきて、買ってきてすぐの場合は刺身で食べてもおいしい、あとは漬けにしてもおいしい、あとはお茶漬けにしても食べられるよねと、いろんな食べ方があるわけですよ。利活用の方法がある。ところが、

刺身でも1週間置いちゃうと、これちょっと生で食べられないなど。これ火通すしかないねということで、用途が限られてきてしまいますよね。例えが変でしたね。すいません。

何が言いたいかというと、空き家対策は先延ばしにすればするほど使える空き家が少なくなってくるということなんです。したがって、利活用の方策なども考えた上で、空き家を調べませんか。調査の計画などがもしあれば、どのような観点で、どうした切り口で調べていくお考えなのか、最後にそれをお伺いしたく存じます。

3点目の質問、以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 古田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、防災・防犯対策として、仁淀川町では空家等対策協議会を年1回開催しております。この協議会は、危険な空き家の除去を審査する協議会で、委員に土地家屋調査士さんにも参加していただいて、項目ごとに採点を行い、評価しております。除却対象と選定されれば、上限100万円の補助金の支給の対象となります。今後も引き続き周知を行い、財源を考慮しながら、危険な空き家については除去を推進してまいります。

また、産業振興についてですが、町では、町内産業の振興や雇用の促進及び定住促進に寄与することを目的として、仁淀川町創業支援事業費補助金を設けております。空き家の改修により飲食店の経営や民泊経営に活用していただけるように準備をしております。その他、地域おこし協力隊員が仁淀川町地域おこし協力隊起業支援補助金を活用して、飲食店や、起業をして事務所を立ち上げていただいているのが現状でございます。今後についても、これらの補助金を活用していきたいと考えております。

続いて、地域のにぎわいや拠点づくりについてでございます。今述べましたとおり、特に飲食店はそれぞれの地域でそういった機能を担っていただいているものと考えております。今後については、産業振興にもつながりますが、特に池川の土居周辺は、仁淀川町の観光振興の中心地として発展していただきたいと考えており、そういうものにつながる支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、移住者への対応でございますが、本町では、平成25年度から移住者住宅改修費等補助金を設けており、現在まで累計で58件の補助を実施しております。その他、移住定住促進空き家活用住宅として8戸、移住者用の住宅6戸を整備しております。また、町のホームページでも空き家バンクを設けて、空き家の所有者と移住希望者などとのマッチングを図っております。

今後については、8年度当初予算において、今述べました移住者住宅改修補助金や住宅改修費用として上限額を100万円から120万円に引き上げて、6棟分の予算計上をさせていただいております。また、新しい試みとして、毎年、固定資産税の納付の際に、納付書に空き家活用についてのチラシの同封を予定しておいて、空き家の相談窓口として周知を図りたいと思います。

なお、固定資産の全戸調査というのを行っておりますので、その詳細については、副町長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長 下久保副町長、答弁。

○副町長 古田議員の空き家の調査ということについてお答えをさせていただきます。

すいません、年数はちょっとはつきり覚えてないんですけども、町として8年ほど前から家屋の全棟調査というのを、税の固定資産の関係で調査を始めております。これにつきましては、家屋を一軒一軒現地で調査をし、当然、一軒一軒の写真も撮っておりますし、所有者も調べております。

そういった意味で、空き家の調査に利活用はできると思うんですけども、何分、税のために始めた調査でありますので、その部分の、こういった情報を空き家の調査に生かせるかというのは、また法的なところもありますので、ちょっと慎重に検討しなければなりませんけれども、もし使えるような資料、情報があれば積極的に使っていき、空き家の情報については収集をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問はありますか。古田君、時間的に最後の質問になると思いますので、まとめてお願いいたします。

○4番 心得ております。モニター見ながら、焦りながら話をしておりました。

副町長、ありがとうございます。確かに家屋調査は目的が違いますよね。ですので、今の答弁の中で、やはり空き家を何のために調査するのかという調査目的ですとか、そこが町としてまちづくりと一体となって明確になっていないと、ただ調べるだけでは意味がないと思います。今後は、そうした町全体を今後どのようにしていくのかという観点から、空き家の調査の計画などを検討していただけることを望みます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長 執行部、答弁を求めます。荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 私のほうから移住者の方へ対する取組ということで少し述べさせて

いただきたいと思います。

おっしゃるとおり、なかなか今現在約1,300ほど、固定資産税の調査と、実際に住まれている世帯数と加味しますと、それぐらいあるのかなというふうなことは把握しておるんですけども、先ほど議員の説明の中にもありましたとおり、こちら側が空き家とあっていても実際は空き家じゃないとかというふうなこともございますので、なかなかこの調査については一長一短というところがあると思っておりますけれども、一応担当レベルにおきましては、一応調査の基準を決めまして、一軒一軒当たるといことで今取組を始めております。

視覚的にまず見て、ここは空き家か空き家でないかというようなことでまず調査をしまして、それからヒアリングということで、近所の方、それから区長さんとかというような方にヒアリングして、大体絞り込みをしまして、最終的には持ち主の方にアプローチをして、出していただけませんかというふうな形の手順で取組をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 以上で古田智子君の質問を終了します。

暫時休憩します。10分まで休憩をいたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告第6号、議席番号1番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○1番 議席番号1番、竹本であります。議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。

1月に4年に一度の議員選挙が行われ、新体制での初めての一般質問ということで、少し緊張感ですし、それと、先ほど非常に新鮮な一般質問を伺いまして、何かすがすがしい気持ちでもあります。

この議員選挙は1年で一番寒い時期に行われ、もう少し暖かい時期にできないものかと思うのは私だけではないのではと思っております。寄る年波には勝てず、私も2月に入ってから左肩の炎症を起こして、今リハビリに通っております。私自身が要介護状態とならないように、日々気をつけて、運動をしたりストレッチをしたりということをやっておりますが、さて、最初は介護予防、フレイル予防の予算についての質問でございまして、こ

の介護予防は、本町では、包括支援センターを中心とした活動、そしてNPO法人フレイルサポート仁淀川が行っている活動があります。これから以下はフレイル仁淀川と呼ばせていただきます。

フレイル仁淀川が活動を始めて6年になろうとしておりますが、活動の成果、実績が住民の目に見える形で報告をされた記憶はありません。フレイル活動によって介護サービス費がどれだけ抑制され、また、介護保険料にどれだけ反映されたのをまずお聞きします。

そして、例年行われている法人のシンポジウム、今年は3月8日の日曜日に土佐市で行われるようですが、町内でこの会議を開かないのはなぜか。私は町内で開くべきだと思っておるんですが、町内で開催をするように町から求めたことはありますか。そして、このシンポジウムにかかる経費は幾らで、どこが払っているのかということもお聞きします。2点目です。

そして、本町の介護、これは、ここからちょっと予算の話を見せてもらいますが、介護予防予算全体では、令和6年度、介護会計から7,063万1,000円、一般会計から4,148万2,000円、そして決算ではそれぞれ5,575万4,751円、そして一般会計が3,421万1,461円で、計で8,996万6,212円ということで、膨大なお金を使っております。

ところが、令和7年度では全体で1億1,357万1,420円、うち介護会計が5,224万、一般会計が6,331万420円ということで、7年度決算はまだできておりませんので、決算は分かりませんが、6年度と7年度では、予算段階で、介護会計は1,839万1,000円減、一般会計では1,984万9,420円増えております。介護会計で削ったものを一般会計で補って、その上にまだちょっと加算されているということが見えてくるんですが、この理由は何なのかということをお聞かせさせていただきます。

そして、フレイル仁淀川に対する補助金、業務委託料は、報償費が50万、これ報償費50万はフレイルサポーター養成費ということだと思います。そして旅費が21万6,600円、これはフレイルサポーターの旅費です。そして事業費が17万円、これはサポーターのTシャツ、そして委託料が1,041万5,000円ということで、計1,130万1,600円が私の計算では要っているということです。

対して、包括支援センターが中心になってやっているパワーリハビリのほうについては293万5,380円ということで、非常に差があるわけですが、それと、実際、フレイル仁淀川に関するお金は1,500万を超えておりますが、例えば東京大学の先生方の旅費を含めた経費とかシンポジウムの経費等がこれに当たるんじゃないかと考えられますけど、これ以上こ

れはかかっていると思うんですが、そこら辺を詳しく説明していただきたい。これは課長にお願いをしたいと思います。

まず1点目はこれで終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。日浦健康福祉課長、答弁。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

予算の詳細については、ちょっと資料を持ち合わせてないので、十分お答えにはなりません。令和6年度と7年度で予算の形態が違うことにつきましては、令和6年度までは介護会計のほうに上げておりました生活支援体制整備事業ほか幾つかの委託料につきまして、国の重層的支援体制整備事業という交付金を受けるに当たって、それに関わる子育てから高齢者までの施策の予算は全て交付金に対象になるのもということで、一般会計のほうへ移させていただきました。その関係で6年度と7年度での予算の組立てが変わってきております。

あと、予算の詳細につきましては、確かにおっしゃっていただいたとおり、令和6年度につきましては、サポーター養成講座の講師料として50万、これは5回分、1回10万の5回分になっております。そのほか、旅費につきましては、全国サポーターの集いというのがありまして、それにサポーターさんの代表の方が行った旅費等が含まれていると思います。それが令和6年度は9万9,000円、あと、サポーターさんの活動に関する保険料として11万500円、あと、サポーターさんがポイント制で活動してくれていまして、ポイントがたまったら商品券を交付するようになっていまして、それについて30万円ということになっていまして。

あと、一般会計のほうからハツラツツに来ていただく作業療法士さんへの報償費が300万近くと、あと、カンファレンスにも作業療法士さん来ていただいておりますので、その予算が11万ほど出ております。すいません、細かい詳細については出せてないんですが、そのほかに、先ほどおっしゃっていただいたTシャツであったりとか、コロナ対策の感染予防の用品等につきまして、20万弱の支出をしております。細かい数字がお答えできず申し訳ありません。

○議長 再質問、竹本文直君。

○1番 ありがとうございます。具体的に出してくれてありがとうございます。

今、具体的に言われたフレイル仁淀川に出すお金の中で、私は、委託料1,041万5,000円の中に含まれているのかなと思っているのが、旅費、需用費、この辺りは、私はこの中に

含まれて、この中から出ているものだというふうに思っていました、やっぱりそういうところはよく精査して、法人と話をし、なるべく経費のかからないような方向でやっていただきたい。そのほかにもいろいろあるかと思えます。

それで、今、ここから町長にお伺いしますが、今、フレイルサポート仁淀川の活動に対して町民の中からかなり厳しいご意見があることは町長もご存じだろうというふうに思えます。フレイル予防という活動をしているのに、なぜこのような意見があるのか、考えたことはありますか。私は考えてみたんですが、まず初めにお断りしておきますが、法人の活動についての批判を繰り返している方々の中で、私を含めて、フレイル予防をしなくてよいと考えている人は誰一人おりません。こういう理解です。健康寿命を延ばし、介護事業費を抑え、介護保険料に少しでも反映させることは、このことは大変重要なことでもあります。

では、なぜ批判があるのか。それは、活動のやり方、先ほど申し上げた他町村でのシンポジウムは一例ですが、そのほかにもいろいろあると思えます。細かく指摘しなくてもお分かりだというふうに思うんですが、ここから核心になるんですが、さて、NPO法人フレイル仁淀川の設立から今日まで中心となり活動してきた方は、法人の中でどのようなお立場なのか。この方とは私は直接お目にかかったことはないんですけども、聞くところによると、高い統率力があり、指導力があり、今日まで法人を率いてきたというふうに伺っています。

法人を発足してから6年が経過し、サポーターも多く誕生して、この方の力なしでも、もうフレイル活動ができるんじゃないろうかというふうに思えます。大きな魚を小さな器に入れると、当然、水が漏れます。このように優秀な方は、小さい器の中では活動の幅が限られてきます。能力に応じた広い世界で活動をするように、町長のほうからお勧めしてはいかがでしょうか。

この方を最初にこの法人を立ち上げるときに紹介されたのは現町長です。当時の担当者。今、町長として、この町のトップで君臨されているわけですから、ぜひ、仁淀川町の住民の方々が非常に厳しい批判がある、その方々はフレイル活動やりたくないんじゃないし、やりたい。けども、最初の立ち上げのときの理念と違った方向に行ってしまったということをおっしゃっております。元の理念に戻すためにも、町長のほうのお力をぜひ発揮していただきたいというふうに思うんですが、町長、いかがでしょう。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 竹本議員にお答えさせていただく前に、少し、本当に平素からフレイル予防につきましては、竹本議員さんをはじめ、議員の皆様には格別のご理解とご協力を賜っていることを、この場を借りて感謝申し上げます。

また、ハツラッツの事業展開につきましては、様々な課題もあり、皆様に大変ご心配をおかけしていることを重く私自身受け止めているところでございます。ハツラッツの会場については、現在、昨日から全員協議会でもお話を頂きましたので、大崎の地域集会所ではなく、大崎駅横の交流センターで開催に向けて、NPOフレイルサポート仁淀川と協議を行い、進めているところでございます。

また、先ほどの分で、正確にはちょっと忘れたんですが、6年ぐらい前に、県の職員だった方をきっかけにフレイルチェックというふうな活動が始まりました。今ではフレイルチェックを受けた方は相当数いらっしゃるしまして、今のハツラッツの会場には、午前と午後、月曜日と木曜日、実数として100人近い方が来ていただける現状で、やはりこれは非常に重要な取組です。ですが、属人であってはいけないというふうなことは私も前々から思っております。

また、ずっと開催している持続可能なまちづくりシンポジウム、土佐市と須崎市で主に開催をさせていただいていますが、その開催場所については、来年度はほかの仁淀川町内で人員や規模を縮小して行うように、私から働きかけていくようにしております。

当初、NPOを立ち上げた理念は今となっても変わってはございませんが、やはりフレイル活動も、やはり住民の皆様にご気持ちよく参加、あとと思っていただくことが何よりも大事でございますので、私のほうから、この活動を継続できるように、そのためには、これからはNPOとお話をしていきたいというふうなことで、この場で私のほうから議員の皆様にご説明をさせていただきました。

○議長 再々質問はありますか。竹本文直君。

○1番 ここに令和6年度事業報告書、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、NPO法人フレイルサポート仁淀川の事業報告書であります。ちょっと冒頭読ませていただきます。

令和6年度は、住民全体によるフレイル予防活動を基軸としたまちづくりの中核を担うフレイルサポーターが新たに52名誕生し、仁淀川町におけるフレイルサポーターは224名となった。あわせて、この活動から派生し、令和3年度から取組を開始した短期集中型フレイル予防総合プログラム、ハツラッツは、令和4年度に引き続き、週2回、午前、午後の

2部開催とし、令和6年度は17期から26期まで10クール行い、67名が修了したという、事業の成果の中で冒頭に書いております。

先ほど申し上げた、フレイルサポーターもようけ増えたというのは、224名にもなっております。ここの中で全ての方が今元気でおられるとは限りませんが、これだけの方がおいでれば、十分に独り立ちできるというふうに私は思います。そして、どうしてもサポートが要るときには、専門家をそのときに呼んだらいい。いつも常駐でここにおる必要はないと思います。

それから、NPO法人フレイルサポート仁淀川の定款ですが、これを読んでみますと、最後に役員名簿があるんです。ここに役員名簿があるのですが、この役員名簿を見ると、理事長が1名、副理事長が2名、そして理事が7で、監事が2名ということで、最初、町長が連れてこられた方はこの中に名前がないんですね。ということは、一事務員だというふうに判断をします。この一事務員の主導で組織が動くような形は望ましくないと私は考えております。せっかく町長が立ち上げたフレイルサポート仁淀川が今後も健全に運営ができるよう、一部の人の考えではなく、メンバー総意の上、フレイル予防活動に取り組んでいくべき、取り組んでほしいというふうに思います。

そして、先ほど課長のほうから、フレイルサポーターにはポイント制度があって、活動の量に応じてポイントを付与しているというお話があったんですが、私のほうに声を届けてくれた、1人や2人じゃありません。もう10人に近いぐらいの人が届けてくれたんですが、正直言って、その方が不信感を持っているのは、会計内容が分からないというようなことを皆さんおっしゃいます。

それで、決算についても、法に定められた方法、この中に6年度の決算が載っていますが、これは一般の人が見ても、何にどれだけのお金を使っているかというのは分かりません。正直言って。法に定められた方法のみならず、人件費を含め、内容全体を一般の方が理解できる形で公表してほしいです。したら、皆さんも納得がいくんじゃないかなというふうに思います。

これが私に届いている今の町民の方々の声なんですけれども、これについて、ぜひ、私に声を届けている方々も、フレイル活動へ参加して、一緒にやっていきたい。けれども、やり方の方針についての意見の違いがあり、それではやっていけないということを言っています。最初の立ち上げのときの理念に戻して活動ができるように、町長のお力を発揮していただきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 毎年、当然、法令に基づいて総会等で議決を頂いているNPOの会計でございますが、私のほうからも分かりやすい資料を作っていただくようにして、開かれた活動を継続的にしていただくように、私のほうからお伝えをさせていただきます。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目に移りたいと思います。竹本文直君。

○1番 私の声がどうも響きが悪いようで、申し訳ないんですが、これでも精いっぱいしゃべっております。ということで、お許しを頂きたいと思います。

先ほどの町長の答弁で、会計のほうについては何とかしますというお話がありましたけれども、やっぱりフレイルサポーター1期生の方々が元気にフレイルサポート活動に参加できるように、ぜひやってほしい、そのように思います。

2問目に行きます。仁淀川町民プール及び町民体育館の改修についてということで、昨年12月10日水曜日、午後1時10分から30分程度、竹ノ谷区長の園山区長が町長に会いに来て、町民体育館及び町民プールを修繕を求める要望書というものを、池川地区の区長、地域長含めて9名の連名で要望に来ておりました。

そのときの町長の答えでは、議会でも質問があり、答弁したところだが、町民体育館の雨漏りについては修繕するように担当者に指示をした。まだ見積りはできていないが、必要があれば補正を組んででもやりたい。そして、2番目は、町民プールの小プールについては修繕をしていきたい。まだ見積りはできていないので、はっきりしたことは言えないが、可能であれば、4月の予算に計上したい。3番目、皆さんの要望はよく分かりましたという、こういう答えでしたという文章がここにあります。

そこで、この要望に対して、その後どのように対処され、予算措置がされたのかということをお聞きします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

池川町民プールについてですが、大プール、小プールとも、ともに水漏れをしているものと思われます。特に小プールの水漏れはひどく、恐らく循環用の埋設している配管からの水漏れをしているのではないかと推測されます。ただし、はっきりとした原因を突き止めるのは、埋設管を掘り起こす必要があることが課題になっております。

今年度、池川小学校に水深調整台約1m分を整備いたしました。池川小学校と令和8年

度の水泳事業について協議したところ、水深調整台により、従来、小プールを使用していた学年においても、大プールで水泳授業が可能であることが確認できました。そのため、現時点では、ひとまず小プールの修理を急がず、幅広い年代の子供たちが大プールで水泳を行う方向で考えております。

続いて、池川の体育館でございます。屋上や施設側面から雨漏りが生じております。そのことにより、体育館のサイド部分の床の状態も劣悪な状況になっております。この修繕について、以前にも説明させていただきましたが、抜本的改修になると、予算が1億円を超える状況となり、国からの何らかの財政措置がなければ実施することが困難です。そのため、あくまでも応急的な修繕費を令和8年度当初予算に計上させていただきよう、準備を進めておりましたが、修繕内容は、屋上の雨どい部分を修繕し、新たに水の流れを誘導することで、施設内に雨漏りをしないようにするものです。

ただし、最初に教育委員会のほうで考えていた予算規模で行う事業では、排水部分がおろそかになっているのではないかと考えられるため、改めて予算規模を大きくして事業費を積算しているところでございます。つきましては、教育委員会と協議し、令和8年度の補正予算での対応を考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、池川プール・町民体育館の使用については、多くの皆様にご迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。

1つ、水深調整台ですが、1mは高さであって、1レーン分の確保をしていることに訂正をさせていただきます。

○議長 再質問はありますか。竹本文直君。

○1番 前教育長ともこの件については何回か議論をしたんですが、水深調整台は1レーン分だけやということなんで、それではかえって危ないんじゃないかよという話があって、というのは、それ踏み外すとすぐに深くなっちゃうわけです。やはり3レーン分ぐらいは必要じゃないですかという話をさせてもらったこともあります。

それはそれで置いておいて、体育館は今のところ応急処置、雨漏りを止めれば、屋根がすぐ落ちる、天井がすぐ落ちるというような状態ではないように思っております。雨漏りだけまず止めてもらって、そして、先にやっぱり本格的予算を組むのはプール。プールを早く直してほしいというのが住民の皆さんの本音だというふうに私は感じています。そこら辺をぜひ、もうこれ3年も4年も前からの課題ですので、いつまでも放置するのではなく、早急にやっていただきたい。再度お願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 私も教育委員会にいたときから体育館の、あとプールのほうを問題認識をしております。本当に地元のほうが、特にプール、子供さんが夏休みや、あと帰省のときに楽しみにしていたものが、小プールで泳げないというふうなことで認識しておりますので、いろんなことを考えながら、教育委員会と協議しながら進めていきたいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

○議長 以上で2問目を終了します。

3問目に移ります。竹本文直君。

○1番 3問目の質問をさせていただきます。大工養成学校をつくりませんかという提案なんです。

今、町内で活躍されてきた建築大工さん、それぞれ高齢化が進み、近い将来、建築業を営む大工さんが町内にはいなくなる可能性が高いように思います。そこで、林業研修生、農業研修生と同じように、大工研修生制度をつくり、大工の養成学校をやれば、今の段階ですと、まだ元気な大工さんがおいでます。今ならまだ指導してくれるというふうに思いますが、あと10年もすれば、それもなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

そうしないと、仁淀川町で昔から営々と築かれてきた大工技術がすたります。そして、今、大工さんが少ないんで、現在住まわれている方が、ここを修繕してほしい、あそこを修繕してほしいという希望があっても、大工さんがあまりおられないんで、数か月待ちとといったような話も聞きます。

そういうこともありますので、時間かかりますけど、3年修業すれば、何とか一人前の大工さんになるんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひそういう制度を考えていただきたい。いかがでしょうか。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長、答弁。

○町長 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

林業研修生については、研修期間終了後、希望すれば地元の企業体への就職が望めます。農業研修生については、現在耕作されている農地をあっせんできます。また、国策として、林業については、伐採時期を迎えた植林の有効利用、農業については、耕作放棄地対策の一環といった面もございます。

ご提案の大工養成学校についてですが、仁淀川町における林業、農業のように受入れ事

業体はなく、大勢の希望者を受け入れることは難しいと考えますが、例えば移住希望者の中で、仁淀川町で大工をやりたいということになりますと、町内の大工の皆様におつなぎすることは現在でも可能と考えております。地域おこし協力隊としての活動としても可能であります。本町で推進しています林業でのサプライチェーンにおける川下の担い手という位置づけでサポートできるものと考えておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

○議長 再質問はありますか。竹本文直君。

○1番 前向きな答弁をありがとうございます。

何十人も募集したのでは、それは需要がないと思います。ですから、今の農業研修生ぐらい、3名から5名ぐらいの募集をして、そしたら、将来は自分で事業を立ち上げるということも考えていただけたらというふうに思います。

そして、今、農林課のほうで進めている板材、仁淀川町特産の材料を使った、板材を使った建築方法もいいんですけども、やはり在来工法で家を建てたいという方もおいでます。実際、私の家のすぐ近くで今新築工事中ですけども、そこは須崎の工務店が入っております。それが、町内の工務店でできる。できていたんです、10年、20年前は。それが今はできない。それだけの若い力がないということだと思えます。

林業振興の面からも、ぜひそういう案を採用して、要するに大工版の林業研修生制度みたいなものをぜひつくっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

町長が述べましたとおり、今現在進行しております協力隊の制度でいきますと、3年まで研修時間がありますので、今、議員がおっしゃっていただいた3年もあれば修業が調うというような部分につながるということもあって、そういったことでは可能ではないかということでご提案をさせていただいた次第でございます。

この件につきましては、協力隊ですから、東京等の県外のほうに出向きまして募集する中で、こういったこともあります。どうですかということの1つの要素としてこれを上げさせていただくということにはなりますけれども、先ほどご説明のありました3名から5名という部分につきましては、当初予算ベースで、全体としてそれぐらいの予算しか取っておりませんので、まずは1人というところから始めさせていただきたい。

さらに申しますと、やはりこれは相手方がございますことですから、取組はしてまいりますけれども、ちょっと協力隊の仕組みの中では限界もあることを分かっていたいただきたい

と思います。

以上でございます。

○議長 再々質問はありますか。

以上で3問目を終了いたします。

4問目に移ります。竹本文直君。

○1番 最後の質問をさせていただきます。

移住者対策ということですが、主に若者増を目指してですけれども、仁淀川町の最大の課題は人口減少対策、若者、子供が増えなければ本町の将来はないと考えております。若者の移住対策について、思い切った対策を立てませんかという問いなんですけれども、先日の新聞報道にもありましたが、県も今、必死で人口減対策に力を注いでいます。県の事業期間がたしか4年であって、2年過ぎたんで、あと2年ということで、これに頼ってしまったのでは、もう限りが、限界がありますので、そうじゃなしに、自前で、他町村の後塵を拝するだけではなく、他町村にも関心を持たれるような計画をすべきではないかというふうに思うんですが、町長及び課長、いかがでしょう。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

本町が行っている人口減少対策といたしましては、主に令和6年度から創設されました高知県人口減少対策総合交付金を活用し、家庭の経済的負担を軽減し、安心して出産・子育てできる環境整備事業を実施しております。さらに、令和8年度におきましては、新規事業といたしまして、近隣の町でも実施しております同窓会等開催助成事業を実施し、町外在住の若者に直接、町の取り組んでいる移住対策や子育て支援など本町の魅力をアピールするなど、周知する機会と思っており、同世代の交流の場づくりを推進することにより、出会うやふるさとへの関心、Uターンなどへつながるように、交流の機会を創出していく予定でございます。

また、やはり社会減が一番重要であると思います。そのため、現在ある若者定住支援事業にさらに追加いたしまして、若者及び子育て世帯の住宅取得等に対しまして300万円の補助金を交付し、本町への移住や定住の重要な要素となります住む家の手助けをすることによって、若者の移住や定住増へつなげてまいりたいと考えております。

○議長 再質問はありますか。竹本文直君。

○1番 若者に定住してもらい、移住してきて定住してもらいということは、一番のポイ

ントは、今、これから新しくそういう方に対しては300万の支援金を創設するというお話がありました、それも大事です。けれども、ここへ来て住みたいと言える家がまず要ります。要するに環境整備、ここへ来たらあなたの希望する家がありますよといったようなものを先にやっつけていかないと、お金を渡して、さあこれで何かやっつけてくださいというのではなかなか難しいのではないかなというふうに思います。

ですから、先ほど補助金じゃなしに自主財源を使ってということを申し上げましたが、やっぱり宅地として必要な土地は町が買い上げ、造成して、そこへ家を建ててくれる人には20年間土地代を無料で貸しますよというぐらいの、よほどのメリットがない限り、今の若い方がこの地に移住定住してくれることはまれだというふうに思います。

そこの辺り、いろんな方法があると思うんですが、私は今、竹ノ谷で板材を使った新しい家を建てるとい、あそこの土地の問題で、皆さんに笑われるような提案をいたしました。今でもその原稿を持っていますので、今日は持ってきてませんが、あまり長くなるので、もう後がないので言いませんけれども、そういった他町村、町民の中でもそこまでやるかよといったぐらいの手を打たないと、この人口減はなかなか難しいだろうなというふうに思います。そこの方向転換をぜひ求めていきたいというふうに考えています。いかがでしょう。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、住める住宅がまずないとということに関しましては、先ほど古田議員のご質問の中でお答えをさせていただいております仁淀川町移住者住宅改修費補助金というのを以前から設けておりまして、これは平成25年度からですが、現在まで累計で58軒のお家を改修させていただいて、そういったことにつなげさせていただいております。

宅地造成のお話ですけれども、ご存じのとおり、なかなか頃合いのいい土地がないのが現状でございます、また、そういったところについては、気持ちとしては同じ気持ちを持っている部分はあるんですけれども、なかなか、そしたらここでやりましょうというところまではちょっと行ってないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 私のほうも、例えば田村とか大崎の東浦住宅、ああいうふうな建物を建てたら、確実にそこで子育て等が行われているというのは分かっております。議員の皆様から、例

えぼどこかの宅地というふうなことでご提案いただければ、竹本議員のおっしゃるような形で、確実に、やはり単に宅地であっても、やっぱり場所とか、そういうふうなことがありますので、お知恵をお借りしながら検討をしていきたい、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了します。

続きまして、通告第7号、議席番号9番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○9番 通告第7号、議席番号9番、藤原大。議長の許可を頂き、2点質問します。

1点目、ゆの森についてですが、まず、利用者の死因について確認ができませんでしたので、通告書の溺死を死亡に一部修正し、おわび申し上げます。

1月末に利用者の死亡事故があったと聞いておりますが、管理会社から町にはどのような報告があったか。また、町民、利用者への周知、説明等、町の対応はどのようなものでしたか。

ホームページに記載されている営業日には、冬季、12月から2月頭まで、火曜から木曜日までの3日連続の休みとなっております。日常生活のお風呂として、回数券を購入し、利用している人がおります。町内にはまだまき風呂の家があり、高齢化により、まきをたく労力を割けず、ゆの森を日常の風呂として利用している方々がおります。従業員として働いている方々の収入にも影響が出ております。経営改善のための策が3連休や人件費削減なのか。コンサル会社についての説明と、コンサル会社と協議した内容を説明をしてもらいたいと思います。利用者を増やすための積極的な策を講じてほしいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

事故は1月31日のお昼頃発生いたしました。ゆの森からの報告は、翌日の2月1日、企画課長のほうに支配人から電話がございました。事故の状況を一通り報告受けました。警察からは聞き取り調査も受け、当日は温泉の営業を一時中止し、現場検証が行われたとのことでしたが、事件性はないとのことで、その後、営業を再開しております。

今後の対応につきましては、今までも11時、14時、17時、20時の温泉の状況を確認しておりましたが、入浴客が少ない時間帯はできるだけ確認をしていただくように、報告を受けた際にお問い合わせしたところがございます。その後、閑散月は、12時、12時30分、15時30分の定時循環を追加することの連絡を受けております。

続いて、営業日についてですが、現在、ゆの森では、今年の1月から、1か月単位の変

則労働時間制から、1年単位の変形労働時間制に変更しております。これは、忙しいときは多く働き、閑散月は多く休む方式でございます。ご指摘のように、温泉利用客については影響が出ますので、通常は休みの火曜日の何日かは15時以降について温泉を利用していただけるとの配慮するとの報告を受けております。このことは、館内に貼り紙などをして広く利用者にお知らせいただくようお願いしたところでございます。

また、1年単位の営業は確定しておりますので、令和9年度については、特に多くなっていた1月の休みを12月、1月、2月に分散して休みを取るとの報告も併せて受けています。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

今、それこそゆの森多目的ホールを改修して、3部屋の部屋数を増やしまして、新たな体制になりました。そのことに合わせまして、コンサルタントとも、ゆの森さんのほうでいろいろ協議をしていく中で、今、町長から答弁がありましたとおり、大体、中津溪谷というのは、皆さんご存じのとおり、夏場が非常にお客さんが、観光客が多い時期でございます。あわせて、温泉地ではありますけれども、夏に宿泊客がやはり多いです。特に1月を中心に前後が極端にまたお客さんが減るということになっておりますので、忙しい時期に多く働いて、暇なときに休みを多く取りましょうという形に変えて、収益アップにつなげるということが基本姿勢で、今、取組を始めたところでございます。

ご指摘のように、特に1月から12月ベースでこれを組んでおります。このことにつきましては、労働基準監督署のほうにも届出は多分されているはずですので、なかなかすぐに変えるということではできませんので、その打開策としまして、先ほど答弁したとおり、何日かは新たに、3時以降でありますけれども、お風呂を開放するという事も併せて打ち出してくれました。この計画変更に伴いまして、ちょっと暦によったわけですが、特に1月が休みが続けて多くなってしまいました。ちょっとそういったところもミスではございましたけれども、そういった対策を取っていただくようになりました。

来年度につきましては、これも先ほど答弁にありましたとおり、1月に集中せず、12月だったり、後の2月とかに休みを分散して、なるべく連休が続かないような形を取りたいというふうにおっしゃっておりますので、そういう形で営業していただくようお願いしております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。藤原君。

○9番 順番に行きます。ゆの森の死亡事故の件ですが、翌日も変わらず営業されていたとのことで、お湯の交換などされていないのではないかと思います。利用者の方から、お湯の交換、浴室の清掃、また施設のおはらい等やってほしかったとご意見を頂いていますが、町はどのように思いますか。

営業日の件ですが、利用者を増やすための策を、イベントホールを改修して、客室も増やしていますので、お金も投資しておりますので、なるだけ利益と売上げと増えるようにやってもらいたいと思います。

続きまして、レストランのメニューについても、人気メニューであった町産牛肉のステーキは廃止され、現在、栃木県産の牛肉を仕入れていると聞いておりますが、なるだけ町内の食材を活用していると思っておりましたが、そこも方針変更されたのか、質問します。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

ゆの森温泉では、通常温泉水を1週間に1度のペースで入れ替えております。その間は、浄化装置がございますので、それを稼働させております。毎週定休日の火曜日に空にいたしまして、その日のうちにためているということになりますので、水曜日から1週間というふうな形で運営をしております。

事故が発生したのは土曜日でございます。続けて日曜日、月曜日と温泉水の入替えは行ってございません。理由といたしましては、該当者の方に関しては、何か風呂内を汚すとかということが認められなかったということがその理由でございますが、通常、大便等よっぽどのがない限り、定期以外での温泉水の入替えは行っていないものでございます。これについては、町としましても、妥当な処置ではなかったかなと考えております。

それから、利益、売上げの追求につきましては、私どもも運営の会議のほうに担当者も月に1回は参加させていただいて、話し合いも行っております。ぜひ利益を上げていただいて、町内の方を多く雇用もしていただきたいというふうに併せて思っております。

それから、レストランのメニューの町内の食材を多くというお話でございますけども、私も同意見でございます。この件につきましては、ちょっと今の具体的なメニューのことについてはちょっと私も存じませんでしたので、さらにお願いをするようにいたします。

○議長 再々質問ありますか。

以上で1問目を終了いたします。

続きまして、2問目に移りたいと思います。藤原大君。

○9番 2問目、過疎計画について質問します。先ほどの古田議員の質問とかぶる部分が多くなるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

先日の全員協議会において、町長から、小中一貫校の実現に向けてかじを切ると説明を受けました。8月の町長選以降、幅広い意見を聞いた上での判断だと推察します。いま一度、町長の思う小中一貫校のビジョンと今後について、スケジュール等あれば説明もお願いします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 藤原議員のご質問にお答えさせていただきます。

私、公約の1つとして中学校だけの統合を掲げておりましたが、何よりもまず子供たちの夢をかなえる教育が最初であるというふうなことで、今回、小中一貫校のほうに方針を変更させていただきました。教育環境の整備、今から新小中一貫校つくるとしても5年の期間を要します。ここで私のほうが方針転換をしない限りは、これから建物の建築費や、当然、現建物の取壊し等の予算案のほうを進めていく必要がございます。議員の皆様にお声を頂戴して、今回、子供たちの未来のために、また、仁淀川町の将来と子育てを安心してできるまちづくりの実現のために、小中一貫校に方針変更させていただきました。

○議長 再質問はありますか。藤原大君。

○9番 過疎計画の質問なので、大体ざっくりした話になるかと思うんですが、例えば小中一貫校においても、義務教育学校だったり、様々な形があると思います。具体的な町長の思い描いている小中一貫校があれば教えてもらいたいなと思っております。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 今まで地域での説明会等の中で、義務教育型、1年から9年までというふうなことで説明を、教育次長としても説明させていただきました。中1ギャップ、そのためには、現在、中学校の先生が小学校のほうの4年生のほうで単科の先生が行って授業をする、特に理科等は非常に有効というふうなことも小中一貫のメリットというふうなことであります。

また、発達障害のお子様にとっては、先生方が替わらない状況で上の級に上がれる、そうすることによって、安心して子供たちが学習に臨めるというふうなことも出ております

ので、しっかりとした小中一貫校、誇れる小中一貫校の建設に向けて進めてまいりたいと思っております。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

暫時の間休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時33分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告第8号、議席番号2番、大石邦廣君の質問を許可します。大石君。

○2番 通告第8号、議席2番、大石邦廣。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

まず、人生で70年、初めての一般質問の場でございますので、不慣れな点はあると思っておりますので、ご容赦願いたいと思っております。4点ほどお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず1点目、地域への委託・委嘱業務の現状と今後についてということで、ご存じのように、過疎、高齢化の進む仁淀川町でも、特に激山間地の地域・地区でも頑張って暮らしている住民の方々がたくさんおられます。中には消滅集落寸前の地域1地区もあり、そのような地域・地区でも、地域長、区長をはじめ、民生委員、農業委員といった、行政よりの委託・委嘱を受けて日々頑張ってくれている方々がおられます。が、残念なことに、人がおらなくなってしもうて、もう受けてくれる者がおらんと言われる地域・地区が見受けられるようになってまいりました。

もちろん行政としてもいろんな移住などの政策は取っておられますが、なかなか結果が出ない。出ている地域は限定的です。激山間地においては、農業委員、民生委員、区長さんが不在の地域・地区があり、選挙のたびに立会人探しに苦労されていることと思っております。地域長制度が発足当時はそれなりに人もいたので、小学校区に1名、それぞれの委員、地域長、区長さんがおられて、地域や地区のお世話をされていましたが、高齢化し、運転免許も返納し、移動手段も限られ、役職を受けられない状況です。ある区長さんは、今年99歳になりました。それでも、代わりがないので、区長さんが続けられております。

そこでお尋ねしたいのですが、行政のほうでは現状をどのぐらい把握されておるのか。例えば区長さんほか町が委嘱されている、委託されている人の欠員状況、不足状況をどの

ぐらい把握されておられるのか。それと、今後、町全体で行政区の再編成を考えねばならない時期が来ていると思うんですが、この件についてどのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

人口減少により、地域の維持が年々厳しくなっていると私も感じております。ご質問の地域長制度の区域の見直しについては、地域を拡大すれば、1人の地域長の管轄地区も増え、地域の把握やコミュニティーの形成に負担が多くなることが想定されます。慎重に対応する必要があると考えます。また、現在、郵便局と包括連携協定を締結しており、その中で、地域の見守り活動等について協議を進行中でございます。協議がまとまれば、実行していきたいと思ひます。

次に、各種委員等につきましては、成り手不足により、1の方が複数の委員を兼ねている状況でございます。法律等で定数が定められているものがござひますが、法律等が許容する中で、定数削減等が図れるものは見直しを行っていきたくと思ひます。

なお、欠員状況については、それぞれの担当課長のほうからご説明させていただきます。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域長につきましては、22地域のうち4地域で地域長不在、あと、区長でございますが、区長は今現在、148地区におります。不在の地区数でございますが、申し訳ないんですが、はっきりとした記憶はありませんが、160以上の地区があったと記憶しております。そして、今、町からの広報等で個人発送をしているものが約200通ぐらいありますので、200世帯ぐらいが区長がいない地区で暮らされているというような状況でございます。

次に、選挙時の投票立会人でございますが、現在、投票所は25か所、町内にございます。3年ぐらい前からいくと、4か所ぐらい削減をしているんですけれども、だんだんと有権者の数も減ってきておりますので、選挙立会人の方の確保というのもなかなか難しくなっております。

これにつきましては、現在、期日前投票がかなり普及してきております。直近の2月の衆議院議員選挙におきましても、40%ぐらいが期日前投票で投票を行っている状況でございますので、また地域の方々とも話しながら、少しずつでも投票所を減らして行って、減らしたところにつきましては、移動式の期日前投票所を構える等の措置を講じたいと考え

ております。

私からは以上です。

○議長 日浦健康福祉課長、答弁。

○日浦健康福祉課長 民生委員・児童委員の定数についてお答えします。

民生委員・児童委員さんの任期は3年間でして、今年度、令和7年12月に一斉改選を行いました。定数は50名なのですが、今回、5地区では候補者を推薦することができず、欠員となりました。

民生委員の定数は、各市町村から提出した協議書を基に都道府県の条例で定められます。今後、担当課である健康福祉課や支所、あと町の社協、民生委員児童委員協議会と、実情に合った定数であったり、地域割りについて協議して、次回の改選に向けて定数の削減を検討することとしております。

以上です。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 農林課のほうからは、農業委員と農地利用最適化推進委員について報告をさせていただきます。

現在、農業委員の定数は13名でございます。農地利用最適化推進委員のほうは7名という定数でございます。その中で、農業委員のほうは今1名欠、最適化推進委員のほうも1名欠という状況にはなってございます。ただ、ここは埋めるべく、今ちょっと地域で動かさせていただいております。何とか埋めていくという方向で目星が少しずつ立ってきているところでございます。

農業委員の場合は、もちろん本町の事情に応じて定数の削減できます。できますが、一気に削減してしまいますと、一人一人のエリアが非常に大きくなってしまおうという現状がございます。今、地域おこし協力隊で、お茶+αで6名の方が研修してくれておりますけれども、そういった方々が育っていく中で、そういった方々にもこういう委員という形も担っていただきたいという話も踏まえながら、何とか今の現状の委員は確保していきたいというふうに現状では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 大石君、再質問はありますか。

○2番 再質問ではないですが、少しだけお願いが。

確かにそのほうに進んでいただいている、ありがたいと。考慮していただいているとい

うことで。

○議長 大石君、起立して発言をお願いします。

○2番 ありがたいと思っております。

それで、その地域の若い人にどうしてもいろんな役職、委嘱の分が集中してきますので、なかなか若い人も快適にいづらいということもありますので、そこら辺りも考慮していただいて、ぜひ検討して、進めていただきたいと思います。この件は、これについて終わりです。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 先ほども申しましたように、やはり1人の方にかしよっている状況でございます。やはり帰ってきた方が地域のコミュニティーに入っていただく中で、何らかの委員を引き受けようかというふうなことで、町もそういうふうな帰られた方についてもお声がけをして、国が定めた委員だけでなく、いろんな活動等にも、町の活動だけでなく、地域のコミュニティーのほうも、移住者も含めて、積極的にお話をさせていただきます。

○議長 以上で1問目を終了します。

続いて、2問目に移りたいと思います。大石邦廣君。

○2番 では、2問目お伺いしたいと思います。

子供たちの就学支援についてということで通告をさせてもらっているんですけど、その前に、町長のほうで方向転換されたということをつい最近聞かせていただいたんですけども、今日のお話の中でも、教育次長時代は一貫校で考えておったと。町長選のときは、小学校を2校残して中学校1校にすると。それをずっと選挙戦で戦っておられて、町長に就任されて、ずっとここまで来てたんですけども、12月の定例会とか、それから2月の臨時の議会とかでも、そういうことは一言も私ども聞いてなかったんですけども、一体いつ方向転換されたのかをお聞きしたいと思います。それを踏まえての質問をさせていただきます。

まず、町内の中学校を卒業されて、将来を見据えて、高知市内やその近辺への進学をされる生徒さんが多くなっております。その子供たちや保護者に対する支援が必要と思われれますが、現状の把握や、現在の支援内容と、今後の子供たちに対して、未来への投資として、新たな支援策はお考えでしょうか。それをお聞きさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 最初に、大石議員のほうから説明を求められました、いつ私のほうが方針を変えたかというふうなことです。それは、やはり1月に議員の改選がありまして、新しい議員さんや今までの議員さん等も、中には、そこは詳しいことはちょっと、間違いがあったらいけませんので、私がいろいろと新しい議員さんや今までの議員さんになった方とお話する中で、小中一貫校を私のほうが方針を変えないと、先ほども申しましたが、設立までは5年間はかかります。そしたら、私を変えない限りは、予算案なんかも通ることができませんので、住民の皆様や、1月以降、新しく議員になられた方のお話を聞いて、小中一貫校に方針を変えました。

なお、教育次長のときは、私は教育委員会の教育長や町長の方針の下に動く行政職でございますので、その政策の下、職務を遂行させていただきました。

それでは、先ほどの子供たちの就学支援についてご説明をさせていただきます。

仁淀川町に住みながら町外の高校へ通う生徒の現状ですが、高等学校等通学給付金制度を受給している生徒が対象となると思います。この給付金は、仁淀川町に住民登録だけしていても通学実態が伴わない場合は対象外となるため、住民登録だけでは、はっきりとした人数は分かりませんが、今年度は36名程度が対象となるのではないかと思います。

続いて、生徒及び保護者等への支援制度ですが、まず、先ほどもお話ししました高等学校等通学給付金制度があります。こちらは、通学費として月額3万円を支給するものです。続いて、就学支援給付金制度ですが、高校などで年額3万円、大学や専門学校などで年額5万円を支給しております。その他、仁淀川町のファミリーサポートセンターでは、高校3年生までをその対象としていますので、必要に応じて通学でも利用可能となっております。

今後の支援についてですが、さきの仁淀川町地域公共交通活性化協議会で、高校通学に関して、仁淀川町から佐川町へのバス運行の現状に課題があることが確認されました。今後、運行形態や運行時間を検討するとの話がありますので、実現できるように進めてまいりたいと思います。

○議長 再質問はありますか。大石君。

○2番 生徒たちが町外、高知市内であったり佐川町であったりの高校へ通う場合、保護者の負担、経済的にもそうですし、肉体的にも精神的にも多大なものがあると思います。部活によっては佐川駅まで迎えに行ったりとか、大崎駅まで迎えに行ったりとか、それが毎日ということになりますので、非常に大変なことだと思うんですけども、1つ案として、

私が思うのに、通学圏内に仁淀川町立の学生寮、高校であったり、専門高校であったり、大学であったりという、利用できる学生寮を設けるとするのは1つの案だと思うんですけども、今どき箱物というのはなかなか難しいと思うんですけども、子供たちが安心して学業に専念できる環境をつくるというのも一応町の、行政の仕事やと思うんで、それをすることによって、保護者のいろんな負担軽減できるという部分があるんで、これをどうにか前向きに検討していただいて、子供たち、また保護者の負担、また子供たちが安心して学業に専念できる環境をつくってあげたいと思うんですが、これについて前向きに検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 私も高知市内に学生寮をつくってもらいたいというふうなお話も何人かからは聞いております。そこは慎重に、全く検討しないというわけではございませんので、お話として頂いておきます。

○議長 再々質問ありますか。

○2番 再質問でなくて、お願いは、ぜひ前向きに進めていただいて、子供たちの環境づくりと保護者のリスク軽減を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長 以上で大石君の2問目を終わります。

続きまして、3問目に移ります。大石邦廣君。

○2番 一部、野村議員の質問とかぶるところがあるんですけども、今回、昨年末からの渇水で、これ異常少雨でやむを得ない部分もあると思うんですけども、地区によっては、水が全然出ない、お風呂に1週間以上入れないというところもあるんですけども、その中で、簡易水道とかって整備されているところは、大分リスクが少なかったと思うんですけども、自己水源、地域で、地区で二、三軒が水源を確保して、そこから生活水、飲料水を確保しているところでは、なかなか高齢化によって水源地のメンテナンスもできない、難しい状況になっているんですけども、ライフラインの中で一番大事な水について、その世帯が安心してそこで暮らし続けられる状態、これを整備してあげるのも行政の大事な役割と思うんですけども、町内で簡易水道が整備されていない小集落、集落、それとか、今回、本当に水が出なくて難儀をされた世帯数とかって、地区とかというのは把握されていると思うんですが、そこら辺りの把握している数とか、今後の対応、これは野村議員の回答とかぶるとは思うんですけども、そこら辺りをお聞かせ願ひたい。

異常渇水でなくても、2か月ぐらい雨が降らなかったら、水に困窮するということもありますので、これらの水源地の整備の補助を早急に進めていただきたいんですけども、これらの場所、地域、地区の把握はできているのかをお聞かせいただきたいです。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 大石議員のご質問にお答えさせていただきます。

町で把握しております渇水の影響としては、昨年年末に仁淀地区で1地区2戸が渇水により断水となり、仁淀総合支所から給水タンク及びポリタンクを持参して対応したと報告を受けております。

今後、水源地確保等については、家庭用給水施設整備事業費補助金や、飲料水供給施設改修工事費をご利用いただくよう検討していただきたいと考えております。

○議長 再質問はありますか。

以上で3問目を終了し、4問目に移ります。大石邦廣君。

○2番 最後の質問をさせていただきます。

休校中の長者小学校・保育所の有効利用についてということで通告をさせていただいたのですが、私の手元に仁淀川町教育委員会名で、国交省に案件を登録し、片岡町長が自らプレゼンされたという資料があるんですけども、仁淀川町起業家精神育成高等学校構想というタイトルになっているんですけども、これほとんど地元の長者の方、私が知ったのが去年の11月ぐらいだったかな、長者の方にこういう話があるんやとねって聞いたときに、ほとんどの人が知らなかったんですけども、これについて、これは現在も進行されているのか。どうなっているのか全然知らんよという声があるんで、ちょっとこの件について教えていただきたいんですけども、プランどおりにいかないとしても、この計画書の中では、今年8月ぐらいから工事を始めて、来年度には開校するというタイムスケジュールになっているんですけども、これについて、やはりこの構想の意図と、それから現状どうなっているのか。

本当にいい部分であれば、認定高校とかの形であれば、小中高一貫校とかという構想も全然夢ではなくなってくると思うんですけども、ここら辺について町長及び教育次長にお聞きしたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。片岡町長。

○町長 大石議員のご質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町起業家精神育成高等学校構想について、エルドリッジ・ロバート氏から、休校

中の長者小学校を活用し、起業家精神を育成する高等学校機能と地域に開かれた食堂やカフェ、シェアオフィスや演奏会などが可能な複合施設を整備してはどうかというふうな提案を9月ぐらいに頂いたところが発端でございます。

あわせて、国土交通省のサウンディング型案件として登録し、財政的に持続可能な学校運営の方法や改装工事の工夫、収益事業の可能性について民間事業者から広く提案を募ってほしいとのエルドリッチ・ロバートさんから提案・依頼を受けました。そのため、仁淀川町教育委員会名で案件登録を行い、私自身がオンラインで事業の趣旨について説明を行ったものでございます。

なお、サウンディング時は、民間企業からは具体的な提案等のお話を聞くことはありませんでした。

なお、この提案を頂いた際は、私はロバート氏に対し、長者地区の地元の皆様のご理解がない限りこの事業を進めることはできないということを最初に明確にお伝えしております。私がプレゼンを行った意図は、あくまで学校跡地活用の1つの可能性として、町外から起業を志す若者が集まる仕組みをつくることは移住促進につながるのではないかという観点でございました。

進捗状況につきましては、昨年12月17日に長者地区で、跡地活用の話題の1つとして、私から簡単にご説明をさせていただきましたが、本件について特段詳しくお聞きしたいというご要望は現時点では頂いておりません。したがって、現在のところ、具体的な進展はありません。今後につきましては、何よりもまず地元のご意向を丁寧に確認し、地域の皆様とともに考えてまいります。

○議長 再質問はありますか。

以上で大石邦廣君の質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了でございます。

暫時の間、休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長 再開します。

本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

明日、4日目最終日も10時からとなっております。よろしく願いをいたします。皆様、お疲れさまでございました。

午後 4時03分 散会

